



2009 8

安全センター情報



安全センター情報2009年8月号 通巻第363号
2009年7月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：AAC2009に参加した各国のアスベスト被害者・家族

全国労働安全衛生センター連絡会議 第20回総会は 9.25-26 尼崎開催

【第二報】

日時：2009年9月25日(金)13:30～26日(土)16:00

参加費：宿泊費込み10,000円（宿泊なしの場合はお問い合わせください。）

■第1日目：9月25日(金)

13:30～16:30 職場安全パトロール（民間製造工場の職場を予定）

13:30 尼崎労働者安全衛生センター事務所集合

〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 TEL/FAX 06-4950-6653

地図 <http://www.eonet.ne.jp/~amasafe/>

※サンダル等不可、機械に巻き込まれない衣服等

18:00～20:00 講演会「ストレスのかからない職場づくり—中高年を視野に入れて」

講師：三戸秀樹氏（関西福祉科学大学健康福祉学部学部長）

尼崎労働者安全衛生センター総会と併催され（最初に総会議事等があります）。

尼崎市立労働センター3階集会室

〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-32 TEL 06-6481-4561

地図 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/institution/05_013.html

20:30～22:00 懇親会

会場未定

宿泊：尼崎セントラルホテル（予定）

〒660-0862 尼崎市昭和南通4-18-23 TEL 06-6482-6180

地図 <http://www.hotel.gr.jp/access.php>

■第2日目：9月26日(土)

尼崎市立労働センター—前日の講演会場と同じ、第2日目の会場は終日ここです。

09:30～12:00 分科会（3つの会場に分かれます。）

- ① 心の健康（メンタルヘルス・ハラスメント）
- ② 派遣労働者の安全と健康
- ③ 筋骨格系疾患（福祉職場を中心に）

12:00～13:00 昼食休憩

昼食は各自でとっていただく予定です。

13:00～16:00 全体会

- ④ アスベスト
- ⑤ 再審査請求の取り組み
- ⑥ 総会議事

※賛助会員の皆様は、本誌同封の返信用葉書で、8月末までにご出欠をお知らせください。

※内容等は一部変更される場合もあります。

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2008年→2009年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	6
3 労働安全衛生対策	9
4 労災補償対策	11

統計資料	12
------	----

2008年度労働基準行政関係通達等	55
-------------------	----

安全センター情報2008年度目次	76
------------------	----

全国安全センター規約・規定	83
---------------	----

全国安全センター第20回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	69
第2号議案 2008年度収支決算案	72
第3号議案 2009年度収支予算案	74
第4号議案 2009年度役員体制案	75

労働安全衛生をめぐる状況

2008年→2009年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

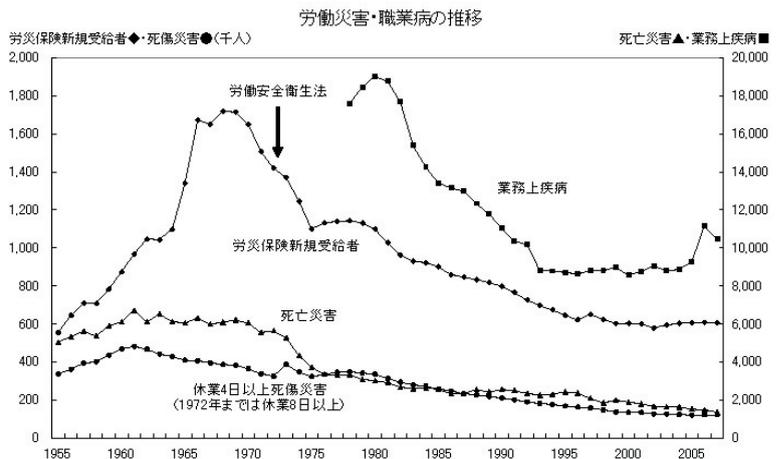
労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない(労働安全衛生法施行規則第97条)。

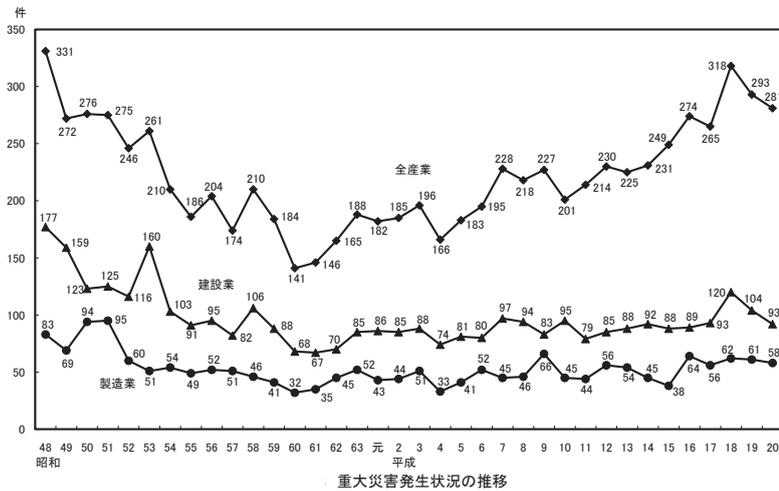
「しかし、これに基づく『休業3日以内』のデータは公表されていない。おそらくは、厚生労働省自身、『休業3日以内』の労働災害がきちんと届け出られていると考えていないのであろう」と解説してきたが、2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、厚生労働省は、「労働者死傷病報告は、個別の事業場指導等に活用することを目的に提出を求めていること、同報告とは別に、新

規労災保険受給者等の値が集計されており、それに軽微な災害も含まれていること等から、同報告の全国的な集計・分析は行っていない」と説明したようだ。同「勧告」は、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示したが、2008年8月26日付けの厚生労働省の「回答」では、この部分を含めて「労働災害の発生実態の把握・分析及び労働災害防止に関する目標設定の適切化」関係の勧告に対する「改善措置状況(回答)」は示されていない。

なお、労働者死傷病報告書は、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退(離)職後、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規





度356人(0.1%)、2002年度以前1,131人(0.2%)、となっている(平成19年度版労災保険事業年報)。

一方、2003年度に発生した労働災害(業務災害と通勤災害の合計)に係る労災保険給付支払状況をたどると(平成15～19年度版労災保険事業年報)、2003年度445,590件(76.2%)、2004年度135,513件(23.2%)、2005年度2,627件(0.4%)、2006

年度838件(0.1%)、2007年度356件(0.1%)、ここまでの合計は584,924件(100%)になる(平成20年度版以降の「労災保険事業年報」では、発生年度が平成15(2003)年以前という項目に含まれてしまうことになる)。ちなみにこの数字は、2003年度の新規受給者数593,992件よりも1.5%ほど少ない。

● 死亡災害

死亡者数は、全国安全週間(7月1～7日)に合わせて、前年の数字を公表している「安全の指標」(5月末頃発行、中央労働災害防止計画)の数字が最も一般に使われているものだろう。最近は、それ以前に、厚生労働省が4～5月に発表する前年の「死亡災害発生状況」が、同省のホームページ(報道発表資料及び統計調査結果)に掲載されるようになった(2009年は5月26日に発表)。

出所は、厚生労働省発表では、「死亡災害報告より作成」とされ、「安全の指標」では、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年度版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページの「労働災害発生速報」の資料出所は「死亡災害報告」のみである。

これによると、2007年の死亡者数は1,357人(暦年・業務災害)であるが、2007年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は3,865件と倍以上になっている。後者の3,865件の内訳は、業務災害3,542

受給者数を紹介してきた(表1参照)。「安全の指標」(後述)が平成11(1999)年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「安全の指標」では、当初は出典の記載がなかったが、平成18(2006)年度版から「資料出所：労災保険事業年報」と記載されるようになった。業務災害のみの数字は、廃止されてしまった「労災保険労働災害統計年報」に示されていたが、「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12(2000)年度版以降のこと。1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

労災保険の新規受給者数は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2007年度の労災保険新規受給者は、業務災害552,331人(90.9%)、通勤災害55,017人(9.1%)、合計607,348人(100%)。

その発生年度別内訳は、2007年度462,924人(76.2%)、2006年度138,925人(22.9%)、2005年度3,179人(0.5%)、2004年度833人(0.1%)、2003年

労働安全衛生をめぐる状況

(91.6%)、通勤災害323件(8.4%)であり、発生年度別では、2007年度1,046件(27.1%)、2006年1,184件(30.6%)、2005年度439件(11.4%)、2004年度190件(4.9%)、2003年度100件(2.6%)、2002年度以前906件(23.4%)、という内訳である(平成19年度版労災保険事業年報)。

一方、死亡災害報告による2003年の業務災害死亡者数は1,628人であるが、2003年度に発生した業務災害に係る労災保険葬祭料支払状況をたどると(平成15～19年度版労災保険事業年報)、2003年度1,098件(42.1%)、2004年度907件(34.8%)、2005年度282件(10.8%)、2006年度220件(8.4%)、2007年度100件(3.8%)、ここまでの合計2,607件(100%)で、死亡災害報告による1,628人よりも多い(平成19年度版以降では、発生年度が平成15(2003)年以前という項目に含まれてしまうことになる)。

このように5年度分の「労災保険事業年報」をたどった合計数と死亡災害報告数との差が、どこからくるのか、解明しておくにこしたことはなからう。

厚生労働省のホームページ(報道発表資料)では、平成15(2003)年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。

「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のこと。この数字は本誌統計資料では紹介していないが、1968年の480件を最高に、その後減少傾向を示していたが、1985年に反転して増加傾向がみられてきた重要な指標である。全体では、2008年は281件で、2年連続して減少となった(前頁図参照)。

● 休業4日以上之死傷災害

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、平成17(2005)年以降分の「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」も、このなかに含まれている。

ここに示されている「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)」の出所は、「労災保険

休業4日以上之死傷者数			
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	両者の差
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	133,050	120,354	12,696
2006	134,298	121,378	12,920
2007	131,478	121,356	10,122
2008	129,026	119,291	9,735

給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」と説明されている。「労働基準監督年報」も、同じ説明書きで、同じ数字を掲載している。「安全の指標」の「死傷者数」の出所は、「昭和47年までは『労働者死傷病報告』、48年以降は『労災保険給付データ』」と記載されているが、確定分については上記と同じ数値である。

一方、最近の「労働基準監督年報」には、別の暦年「死傷災害発生状況(休業4日以上)」データも掲載されるようになってきている。何の説明書きもなしに示されているのだが、これは、安全衛生情報センターホームページ(労働災害発生速報)が公表するようになった、「労働者死傷病報告」による暦年データと同じものである。

休業4日以上之死傷者数については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと、「労働者死傷病報告(だけ)」によるものと、異なるふたつの数字が存在しているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、安全衛生情報センターホームページで入手可能になっている(別掲表参照)。事業主が労働者死傷病報告書を届け出ている件数の方が、毎年6千～1万3千件も多いという状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、解明が必要であると考えられる。同様に、前述の「死亡災害報告」、「重大災害報告」の事例でも、労災保険給付を受けていないものがある

分類		疾病分類項目	年度					
大	小 CODE		2002	2003	2004	2005	2006	2007
		負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	133,643	133,401	130,166	129,173	129,137	130,166
	01	骨折	66,322	66,547	65,130	65,386	65,248	65,130
	02	切断	6,098	5,877	5,525	5,319	5,023	5,525
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394	17,690	16,482
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892	19,127	19,550
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285	17,078	18,016
	06	外傷性の脊髄損傷	658	655	649	621	676	649
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402	439	435
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854	2,865	2,999
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020	991	1,020
一～九		業務上疾病合計(表5参照)	9,045	8,806	8,858	9,271	11,171	10,456
		合計	142,688	142,207	139,024	138,444	140,308	140,622

のではないかと懸念される。

前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については両報告により作成したものを掲載し、「死傷災害発生状況」については、あえて労働者死傷病報告による数字は、「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業については労災保険給付データの方を採用している理由も説明されていない。労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されてはいない(が、業務災害分についてのみと思われる)。

「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による2008年の休業4日以上の死傷災害119,291件の業種別内訳は、製造業28,259件(23.7%)、建設業24,382件(20.4%)、運輸業17,040件(14.3%)、林業2,073件(1.7%)、鉱業362件(0.3%)、その他47,175件(39.5%)。

労働者死傷病報告による2008年の休業4日以上の死傷災害129,026件の業種別内訳は、製造業34,464件(26.7%)、建設業19,280件(14.9%)、運輸業17,354件(14.4%)、林業2,257件(1.7%)、鉱業249件(0.2%)、その他55,422件(43.0%)。

業種別でみると、建設業と鉱業で、労働者死傷病報告による数字の方が労災保険給付データを

下回っており、両業種では全体傾向とは逆に、「労災隠し」=労働者死傷病報告の未届の問題が懸念される。

● 業務上疾病

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、「業務上疾病発生状況等調査」統計が掲載されるようになった。これは、「業務上疾病の発生状況、定期健康診断による有所見者数等を把握して、労働衛生行政の基礎資料とする」とされ、「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」、「特殊健康診断実施状況(対象作業別)」、「じん肺健康管理実施状況(業種別)」、「定期健康診断実施結果(業種別)」からなっている。

このうちの「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの」であるが、出所を「業務上疾病調」と記載した、一般に使われている「労働衛生のしおり」(7月末頃、中央労働災害防止協会)掲載のものと同じものである。後掲の表3においては、これを「公表」件数としている。

安全衛生情報センターホームページが一時、資料出所を「労働者死傷病報告書」と明記した業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年(発生前)データを掲載していたのだが、いつのまにかなくなってしまった。「業務上疾病に係る労働者死傷

労働安全衛生をめぐる状況

病報告書を集計した文書」の開示請求をしたところ、集計したものは厚生労働省ホームページ掲載の「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」以外にはないとのこと。何回かやりとりを繰り返しているなかで、届け出られた労働者死傷病報告書をそのまま集計してはいない。例えば、「非災害性」(第3号)として「届出」られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」(第1号)に振り替えるようなことをしている。また、「じん肺及びその合併症」については労災補償データの数字を使っている等という説明がなされた。しかし、そのような処理方法を示したマニュアルのようなものは存在しない。安全衛生情報センターホームページ掲載の数字がどのような性質のものかもわからない、という回答であった。安全衛生情報センターに対して、以上のやりとりを説明したうえで、ホームページに掲載している数字について説明を求めたが、返事はなかった。このため、一昨年まで「届出件数」として紹介していた数字は、今回も掲載を見合わせた。

労災補償データについては、毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が、比較的入手しやすいものである(とは言っても、ホームページ上に掲載されているわけではない)。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。もととなる調査は、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させてきている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表5にまとめて紹介している(表11で、2007年度分の都道府県別データも紹介)。開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと」としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみ。また、「電子媒体での開示」も要求

し続け、今年度初めてエクセル・ファイルで提供されたが、ワークシート名は「情報公開用」であった。

平成14(2002)年度分以降の集計表では、傷病性質コードで01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」のデータも掲載されるようになった。前頁表のとおりであるが、これに業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。労災保険給付を受けた休業4日以上の傷病数(死亡は含まれていない?)と考えるべきだと思われるのだが、すでに解説した休業4日以上の死傷災害に関するふたつのデータ(4頁表参照)と比べても、また数字が異なっていて、一層困惑させられる。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、後掲の表3においては、「補償」件数として紹介している。

● 労働災害・職業病統計の改善

結局、わが国の労働災害・職業病の統計データについては、いまだに「闇」の部分が多いと言わざるを得ない状況である。

この問題に執着しているのはほとんど本誌だけという状況が続いてきたが、日本学術会議基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会が、2008年6月27日に日本産業衛生学会との共催(市民公開)シンポジウム「我が国の労働安全衛生政府統計の現状と利活用の課題」を開催、同年8月28日には「提言：保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について一国民の健康と安全確保のための基盤整備として」を発表するに至った。

2007年8月の総務省行政評価局の勧告と合わせて、労働災害・職業病統計の改善に生かしていきたいものである。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労働災害の発生状況

厚生労働省が発表した平成20年の死亡災害

発生状況によると、2008年に労働災害により死亡した労働者数は1,268人で、前年比6.6%(89人)の減少。初めて1,300人を下回って、最低記録を更新した。一方、2008年の休業4日以上、死亡災害は119,291人。前年比265人の減少(増減率△1.7%)となっている。

2008年度は、①死亡者数について平成24年において平成19年と比して20%以上減少させる、②死傷者数について平成24年において平成19年と比して15%以上減少させる、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康

診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること、を目標に掲げた第11次労働災害防止計画(2008～2012年度)の初年度だった。2007年8月の総務省行政評価局の勧告は、労働災害防止計画についても言及しており、この数値目標の設定は勧告を踏まえたものである。

一方、労災保険新規受給者数(業務災害+通勤災害)は、2007年度は607,348人と、前年比0.1%(703人)の微増となった。過去最低であった2002年度の578,229件と比べると5.0%(29,119件)増加している。

全般的には、労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにも見えるが、「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条(報告等)違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件、2002年97件、2003年132件、2004年125件、2005年114件、2006年137件、2007年は140件という状況である。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハイソリの法則の「1:29:300」という数字の厳密性

年度	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
合計	全業種	7,333,578	21,205	1	1,591,045	75.0	5,721,328	269.8
2007	製造業	164,292	264	1	29,194	110.6	134,834	510.7
	鉱業	927	13	1	426	32.8	488	37.5
	建設業	60,719	461	1	25,645	55.6	34,613	75.1
	運輸業	37,786	234	1	15,534	66.4	22,018	94.1
	林業	3,292	50	1	2,030	40.6	1,212	24.2
	その他	339,629	450	1	47,170	104.8	292,009	648.9

はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上の災害件数休業4日以上の死傷災害(死亡災害)及び休業3日以内+不休災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害)の比率を別掲表に示した。

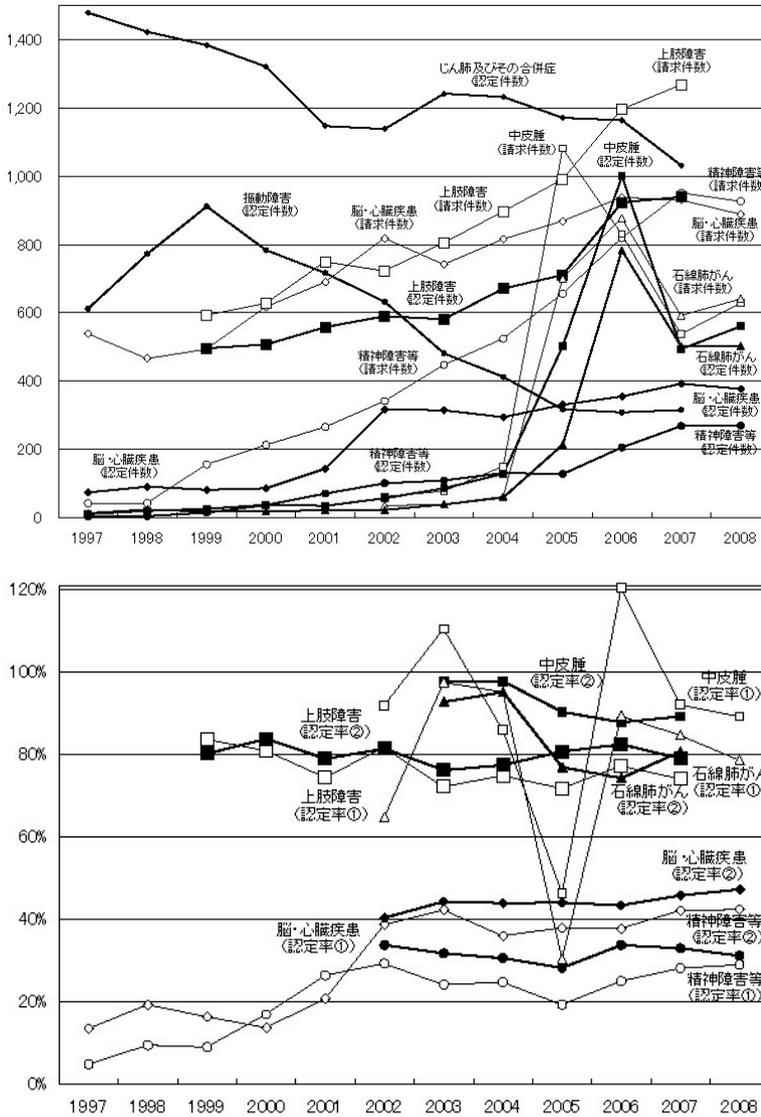
過去11年間平均ではこの比率は、1:75.0:269.8ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、本来は「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病・労働者の健康状況

業務上疾病(職業病)の認定(補償)件数は、2007年度10,456件で前年比6.4%(715件)減少した。そのなかでも、顕著な増加傾向を見せているのが、「中皮腫」及び「石綿関連肺がん」である。加えて、頸肩腕障害等のいわゆる「上肢障害」、

労働安全衛生をめぐる状況

主な職業病の請求・認定件数及び認定率の推移



肺がんがじん肺の合併症に追加されているにもかかわらず、じん肺及びその合併症も減少傾向にある。

下の図は、「認定率」を分析したものであるが、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してある(認定率②の方が太い線で示されている)。わが国では現在のところ、これらの疾病及び石綿関連以外の職業がんについてしか、認定件数だけでなく、請求件数や不支給決定件数に関するデータを手に入れることができない(表6参照)。

また、「業務上の負傷に起因する疾病(腰痛)」、「化学物質による疾病」では系統的に、また近年は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、「公表」件数が、「補償」件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々ある

「脳・心臓疾患」、「精神障害等」が、最近増加の著しい職業病ということになる。

これらの疾病の請求件数・認定件数の推移を別掲上の図に示した(認定件数の方が太い線で示されている)。なお、ここでは、伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」及び「振動障害」の認定件数も合わせて示してある(振動障害は1999年度以降急減傾向。2003年度から原発性

のものではないかと示唆されるところである。

なお、各種統計の業種別内訳を、一覧にして次頁表に示しておく。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2007年の49.9%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、胸部X線検査、血圧、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2007年度末		2006年度	2008年(暦年)			2007年(暦年)
製造業	16.5%	18.0%	27.1%	20.5%	20.6%	23.7%	24.9%
建設業	23.7%	9.1%	10.0%	33.9%	33.1%	20.4%	11.2%
運輸業	2.8%	5.0%	6.2%	14.7%	8.9%	14.3%	12.6%
鉱業	0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.0%	0.3%	3.7%
林業	0.6%	0.1%	0.5%	3.4%	0.4%	1.7%	47.7%
その他	56.2%	67.8%	56.0%	26.9%	37.0%	39.6%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実数	2,642,607	51,313,223	607,348	1,268	281	119,291	8,684

な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2008年10月に、5年に一度実施している「平成19年労働者健康状況調査の概況」を発表した。何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.52%へと連続して上昇している。

労働者に対する調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」38.4%(前回35.1%)が高く、次いで「仕事の質の問題」34.8%(前回30.4%)、「仕事の量の問題」30.6%(前回32.3%)となっている。

1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目がなくなる一方、「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」に関する調査項目が新規に追加されている。

なお、「平成15年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成16年建設業労

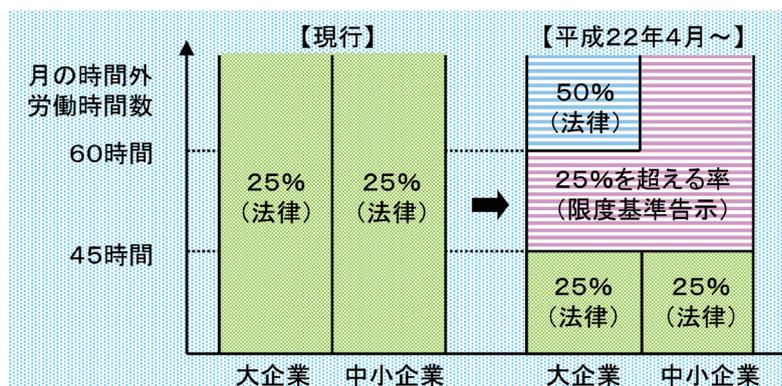
働災害防止対策等総合実態調査」、「平成17年労働安全衛生基本調査」、「平成18年度労働環境調査」等の統計表が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

3. 労働安全衛生対策

● 労働基準法の一部改正

労働基準法の一部を改正する法律が2008年12月12日に公布され、2010年4月1日から施行される。主な改正内容は、1か月60時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられることだが、中小企業については「当分の間」猶予される(法施行3年経過後に改めて検討するとされている)。

また、割増賃金の支払いに代えた有給休暇付与の仕組みや、限度時間(1か月45時間)を超える



労働安全衛生をめぐる状況

時間外労働に対する割増賃金率引き上げ等の努力義務、年次有給休暇の時間単位での取得を可能にする仕組みも導入される(前頁図参照)。

● 「名ばかり管理職」

上記労働基準法改正に向けた議論においては、労働時間規制の新たな適用除外―“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”導入ももくろまれていたものの、広範な世論の反対にあって頓挫している。逆に、「名ばかり管理職」を告発する動きがひろまるなかで、厚生労働省は2008年9月9日付け基発第0909001号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」通達。この内容が、相次ぐ裁判所の判断等にも逆行する等の批判を受けるや、同年10月3日付けで基監発第1003001号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための周知等に当たって留意すべき事項について」を発出。Q&Aを示して、従来の「基本的な判断基準」を変更したり、緩めたりしたものではないと釈明せざるを得なくなった。

● 過重労働・メンタルヘルス対策

2008年3月7日付け基発第0307006号によって、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が一部改正されたが、同年9月25日には基安労発第0925001号「長時間労働者に対する面接指導制度の周知について」が示されている。

2009年1月30日付け基安労発第0130001号等で「現下の経済情勢を踏まえた緊急の自殺予防対策について」、また、3月23日付け基安労発第0323001号により、改訂版「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が示されたが、後者のもととなった中央労働災害防止協会の平成20年度心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための方法等に関する検討委員会報告、及び、労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会「職場における自殺の予防と対応[平成20年改訂版]」も入手可能になっている(http://www.jisha.or.jp/health/thp/m_health/)。

また、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業

場の割合を50%以上とすることを目標に、2009年3月26日付け基発第0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」が、2008年6月19日には基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」が示されている。

● 政省令の改正・アスベスト対策

2008年11月12日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等(特定化学物質障害予防規則、作業環境測定法施行規則、石綿障害予防規則)の一部を改正する省令が公布され、一部の規定を除き2009年4月1日から施行されている。これは、2008年に報告された、①平成19年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会(ニッケル化合物等の特定化学物質への追加)、②職業性間接ばく露者に係る健康管理についての検討委員会(石綿健康管理手帳の交付対象の拡大等)、③石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会(適用除外製品等の一部を禁止)の各報告を踏まえたものである。

2009年2月5日には、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令が公布され、後述の船舶の解体等作業に係る措置(同年7月1日施行)を除き同年4月1日から施行されているが、これは、2008年の建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告を踏まえたもので、①事前調査の結果等の掲示、②隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大、③隔離作業場所における新たな措置の義務付け、④隔離作業場所内の石綿等の粉じんの処理、⑤電動ファン付き呼吸用保護具等の使用の義務付け、⑥船舶の解体等の作業に係る措置、が主な内容である。

2008年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断の内容や2006年の労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会報告(結核健康診断の廃止、2009年4月1日施行)、及び、2008年の足場からの墜落防止措置に関する調査研究会報告(同前6月1日施行)を踏まえた労働安全衛生規則

の改正も行われている。

また、2008年3月1日に施行された、ホルムアルデヒド等に関する労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正に関連して、「ホルムアルデヒドは歯科医療、医療機関等による病理学的検査、大学の解剖実習等において幅広く使用されており、多くの疑義照会等があることから、専門家による検討会を設け、関係団体等からのヒアリング等を行い、別添のとおり整理を行った」として、2008年11月19日付け基安発第1119002号で「施行に係る留意点」が、また、2008年12月5日付け基安化発第1205001号「特定化学物質障害予防規則第38条の14（燻蒸作業に係る措置）へのホルムアルデヒドの追加等について」も示されている。

石綿関係では、2008年7月17日付け基安化発第0717003号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」も示されている。

● その他の労働安全衛生対策等

2008年4月3日付け基発第0403001号によって、2004年に策定された「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正された。

老人保健法改正を受けて、「高齢化に伴う労働者の健康確保対策の重要な課題」として、「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」、2008年5月30日付け基発第0530003号で示された。

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」が改正されたことを受けて、2009年3月31日付けで基発第0331010号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」が示されるとともに、2008年8月に平成19年の「派遣労働者の労働災害の発生状況について」（労働政策研究・研修機構ホームページ掲載）公表されたのに続いて、2009年5月26日の「死亡災害・重大災害発生状況」の公表に合わせて平成20年分も公表された。

2009年4月9日付けで基安発第0409001号「介護作業者の腰痛予防対策のチェックリストについて」が示されているが、これは中央労働災害防止協会への委託事業によって作成されたもの。

2009年3月31日付けで、基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」、基発第0331024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について」なども示されているところである。

「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」も随時追加されているので、チェックしておきたい（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/>）。

4. 労災補償対策

● 石綿関連疾患

石綿関連疾患については、石綿健康被害救済法の一部を改正する法律が2008年12月1日に施行され、時効救済（特別遺族給付金）の支給対象が5年間分（2001.3.27～2006.3.26までに死亡した事例）拡大するとともに、請求期限も3年間（2012.3.27までに）延長された。すでに時効が成立してしまったものにとどまらず、今後（2011.3.27までに）時効が成立する部分までも含めてあらかじめ救済措置が講じられたことは画期的であり、労災時効のあり方そのものの見直しを検討すべき事態である。

改正救済法はまた、「国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済制度の周知（次項において「事業所の調査等」という）を徹底するものとする」（第1項）、「関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない」（第2項）と規定した、第79条の2を新設した。

これによって最後のだめ押しをされたかたちで厚生労働省は労災認定事業場情報等の公表継続に踏みきるとともに、検索機能を付けてそれらの情報を掲載したCD-ROMを作成、全国約3万7千か所の労災指定医療機関等に送付して、「石綿関連疾患に係る労災請求等の促進に向けた取組」を開始するに至った。救済率の検証を可能に

労働安全衛生をめぐる状況

する、死亡年別補償・救済状況のデータもようやく公表された。なお、2009年3月16日付け基労発第0316001号等「石綿曝露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」等によって、退職労働者に対する「請求勧奨」も行っているとのことである。

なお、「現在、労働基準監督署において、石綿による疾患であるか医学的に判断ができない事案については、本省に協議を行い、本省に設置している医学専門家による『石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会』において、胸部エックス線や胸部CT検査結果と共に、必要に応じて石綿小体の計測等を指示し、当該結果を基に確定診断している」が、今後とも請求が「高水準で推移することが予想され、一層迅速かつ適正に給付を行うためには、石綿関連疾患に熟知した医療機関等によって確定診断を実施することが効果的である」ことから、「豊富な症例経験と検査体制が確立した医療機関等に対し、石綿関連疾患の確定診断等について委託することにより、迅速・適正な給付を行うことを目的」とした「石綿確定診断等事業」を開始するとして、2009年5月に企画競争が行われているが、どのような運用がなされるのか詳細はまだ明らかにされていない。

● 脳・心臓疾患、精神障害等

2009年4月6日付け基発第0406001号によって、1999年に策定された心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の「職場における心理的負荷評価表」及び「職場以外の心理的負荷評価表」等が一部改正された。また、それに先だって、2008年2月6日付け基労補発第0206001号「上司の『いじめ』による精神障害等の業務上外の認定について」、同年9月25日付け職業病認定対策室長事務連絡「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針における業務による出来事の心理的負荷の強度の修正等について」も示されている（2005年12月1日付け基労補発第1201001号「セクシャルハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について」も含めて、新通達

によっても、これらの通達は廃止されていない）。

なお、精神障害等事案の「請求勧奨」として、精神科、心療内科等を標榜している医療機関に対して労災保険指定医療機関の申請を行うよう積極的に勧奨することとしている。

また、2009年3月4日付け基労補発第0304001号によって、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査様式」が改正されている。

2006年策定の過重労働による健康障害防止のための総合対策では、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対し、当該疾病の原因究明及び再発防止の措置を行うよう指導することとされていることから、2009年労災補償業務運営留意事項通達は、「脳・心臓疾患による労災認定事案については…別途指示するところにより、法違反の疑いが認められない場合を含め、監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底すること」としている。ここで言う「別途指示」か確認できていないが、2009年3月30日付け基発第0330023号「精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について」指示されており、指導の結果等を積極的に公表するべきである。

● 職業病リストの見直し

この間、2008年7月31日付け基発第0731003号「塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に生じた肺がんの業務上外について（回答）」、同年10月電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」、2009年塩化ビニル障害の業務上外に関する検討会報告「塩化ビニルモノマー暴露と肝細胞癌との因果関係について」等が示され、各々新たな職業病等として認定されている。

2002年から7年ぶりに、2009年3月24日に労働基準法施行規則第35条専門検討会が参集された。この場に、「包括的救済規定」に係る職業病の2002～2007年度分の認定データが示されたので、表8に追加して紹介した。

今回は、①前回検討会で継続検討となったもの

建築物の解体等の作業における石綿対策

改正石綿障害予防規則の概要

石綿の健康被害の軽減の観点から、石綿作業の労務管理に強化を図るため、改正石綿障害予防規則(平成21年7月1日より施行)が制定されました。また、一部の石綿作業の労務管理についても規制が強化され、平成21年7月1日より施行されます。



C 健康管理手帳とは

石綿作業に「関係する」として労務管理を行う事業者が作成する手帳です。石綿作業の内容及び作業環境の測定結果、作業従事者の健康診断結果、作業従事者の健康状態の経過等を記録し、事業者が健康診断を受ける労働者に提供する必要があります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 平成21年7月

石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行規則の改正により、石綿作業に「関係する」として健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されました。これにより、石綿作業(掘削・交差作業)の労働環境に「関係する」、掘削・交差作業以外の業務(掘削作業)に「関係する」、掘削・交差作業以外の業務(掘削作業)に「関係する」等の業務も対象となります。また、石綿作業に「関係する」として健康管理に「関係する」労働者に「関係する」として健康管理手帳の交付対象業務が拡大されました。



C 健康管理手帳とは

石綿作業に「関係する」として労務管理を行う事業者が作成する手帳です。石綿作業の内容及び作業環境の測定結果、作業従事者の健康診断結果、作業従事者の健康状態の経過等を記録し、事業者が健康診断を受ける労働者に提供する必要があります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 平成21年7月

精神障害等の労災補償について

労災認定の要件は「業務上」として発生したもので、業務上とは「業務上」として発生したものを指します。業務上とは「業務上」として発生したものを指します。業務上とは「業務上」として発生したものを指します。

労災認定の要件は「業務上」として発生したもので、業務上とは「業務上」として発生したものを指します。業務上とは「業務上」として発生したものを指します。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 平成21年7月

労災保険

平成21年4月から義肢等補装具の支給方法等が大きく変更されます。

1 主な変更点

- これまでの職労支給から、費用の変動(変更)されます。申請に際しては費用の変動(変更)に同意する必要があります。
- 申請者が支給責任を行えば、原則として、職入(修理)に際しては費用を負担する必要はありません。申請者は、義肢等補装具の職入(修理)を行った場合に、職入(修理)に際しては費用を負担する必要があります。
- 一定の要件の下に、申請者自己負担の取扱いが認められます。一定の要件を満たせば、標準を定める職労と職入(修理)するに代わります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

として木材粉じんによる副鼻腔がんや上肢障害、②個別省令検討会において業務と失敗の間に因果関係が認められたものとして電離放射線曝露による多発性骨髄腫・悪性リンパ腫及び塩化ビニル曝露による肝細胞がん、③医学的な知見に基づいた労災認定基準等が定められているものとして石綿曝露によるびまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水、過重負荷による脳血管疾患・虚血性心疾患、心理的負荷による精神障害、④「その他に包括される疾病」として理美容師のシャンプー、コールドパーマ液等の使用による接触皮膚炎、疥癬等が検討の俎上に載せられている。

本誌は、国際がん研究機関 (IARC) が石綿曝露による発がん部位として新たに喉頭がん・卵巣がんを確認したことも紹介している。

● 通院の取扱いの見直し

2008年10月30日付け基発第1030001号によって、「移送のうち通院の取扱い」が改正され、「原則4km以内の労災指定医療機関への通院」という限定が取り払われた。しかし、2005年10月31日付け基労補発第1031001号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」も廃止されてしまったため、患者と家族の会からの働きかけの結果、あらためて2009年1月20日付け補償課長補佐事務連絡「中皮腫の診療のための通院費の支給に当たって留意すべき事項について」が示された。

● 労働福祉事業の見直し

労働福祉事業の見直しが進められているが、最近の改正に関連して、以下のようなパンフレット等が利用可能になっている (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/after.html>)。

- ・『『アフターケア』制度のご案内』(2009年2月、48頁)
- ・「平成21年4月から義肢等補装具の支給方法等が大きく変更されます。」(4頁)
- ・「義肢等補装具支給制度について」(36頁)
- ・「筋電電動義手の研究用支給について」(4頁)

● その他労災補償関係

労災保険率が2009年4月1日から改定されている。2010年1月1日から船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険制度に統合される(労災保険率を定める業種の数が増え55になる)。船員独自の給付は引き続き船員保険から給付されることになっており、給付基礎日額の算定の特例等についておって示される予定である。

労災保険不服審査制度を見直す法改正については本稿執筆時点でもまだ見直しはたっていない。2008年5月号で取り扱っているように、私たちは労働保険審査会への一本化には反対している。

2009年度労災補償業務運営留意事項通達は、振動障害に係る検査項目及び検査手技について、2006年3月の振動障害の検査指針検討会「報告書、当該検討会以後に収集した実証検査の症例並びに日本産業衛生学会で取りまとめられた報告等を踏まえ、見直しについての検討を行う」としており、注意が必要である。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622	2,639		76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数							
		新規受給 者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損	その他			
1947	1,248	1,245	1,245										
1948	4,086	4,045	4,045										
1949	3,815	3,803	3,803										
1950	4,412	4,585	4,585										
1951	5,286	5,303	5,303										
1952	4,771	4,900	4,900										
1953	5,132	5,249	5,249										
1954	5,230	5,304	5,304										
1955	5,010	5,107	5,107										
1956	5,393	5,592	5,592										
1957	5,648	5,820	5,820										
1958	5,097	5,297	5,297										
1959	5,711	5,851	5,851		2,639	2,639	2,639	1,880	759	0			
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117		
1961	6,500	6,629	6,629		1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282		
1962	6,408	6,528	6,528		1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515		
1963	6,457	6,629	6,629		1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711		
1964	6,070	6,216	6,216		1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921		
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215		
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038	
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727	
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679	
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144	
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321	
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877	
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760	
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557	
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918	
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016	
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955	
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832	
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362	
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871	
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452	
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540	
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286	
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096	
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397	
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707	
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863	
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901	
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840	
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800	
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672	
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599	
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450	
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250	
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327	

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008			1,268	119,291						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、同省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。
 1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
 「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給 者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 労災保険財政の将来見通し

単位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	必要な積立金	充足率
2003	10,407	11,900	9,096	11,530	370	76,283	79,624	95.8%
2004	10,442	11,934	8,965	11,264	670	76,990	79,660	96.6%
2005	10,514	11,861	8,908	11,110	751	77,753	79,333	98.0%
2006	10,319	11,682	9,011	11,192	490	78,229	79,121	98.9%
2007	10,853	12,216	8,936	11,050	1,166	79,413	79,605	99.8%
試算								
2010	8,869	10,481	9,168	11,105	-624	80,494	81,874	98.3%
2011	8,961	10,618	9,169	11,112	-494	79,993	81,629	98.0%
2012	8,840	10,537	9,164	11,102	-565	79,427	81,265	97.7%
2013	8,927	10,670	9,148	11,090	-420	79,005	80,850	97.7%

注) 労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。
 試算値は、平成22年1月に船員保険(労災保険相当部分)が統合されることに伴い設けられる船員に係る業種の収入、支出等を含めて推計している。
 収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。
 平成19年度までは実績、平成22年度以降については、以下の前提条件により試算したものである。
 ①賃金上昇率は、平成20年度0.5%、平成21年度以降1.0%
 ②雇用者数は、「雇用政策研究会報告書」(平成19年12月)の労働力人口等を参考
 ③今後の預託金利は、年2.0%
 ④今後の新規年金受給者数は、年2.0%で減少
 必要な積立金の額は、上記を考慮して推計した。
 【平成19年度 労災保険事業年報】掲載の表に、「決算上の収支」、「充足率」欄を追加した。

労働安全衛生をめぐる状況

表3 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
合計	242,593	200,686	41,907	22,028	23,717	-1,689	13,843	43,968	-30,125	11,176	7,765	3,411	39,247	40,300	-1,053

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その

表3 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2~9			1~9		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
合計	3,065	4,793	-1,728	95	5,424	-5,329	1,248	8,600	-7,352	90,702	134,567	-43,865	252,392	242,544	9,848

年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			ざく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経障 害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、腱 鞘若しくは腱周囲の炎症 又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
合計	2,139	5,727	-3,588	2,929	1,013	1,916	433	12,344	-11,911	2,756	9,398	-6,642	826	405	421

注) 表2の注に同じ。

表3-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7

分類	2 物理的因子による疾病(がんを除く)									4 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1～2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	届出	公表	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67

注) 表2の注に同じ。

表4-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力(1000Hz)	聴力(4000Hz)	聴力(その他)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	有所見者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

労働安全衛生をめぐる状況

表4 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		CODE	2003	2004	2005	2006
一		業務上の負傷に起因する疾病	4,647	4,530	4,660	5,051	5,094
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等—CODE24に含まれるものと思われる]	365 (41) 0	391 (24) (2)	416 (14) (5)	428 (15) (3)	404 (15) (2)
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	77	86	67	89	72
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	215	205	203	227	190
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,280	3,158	3,271	3,506	3,727
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	105	52	66	100	68
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	112	122	96	118	141
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	420	435	462	483	415
	23	爆発その他事事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	31	46	39	47	45
	24	(コード番号)13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	42	35	40	53	32
二		物理的因子による次に掲げる疾病	730	766	649	619	747
		(有害光線による疾病)					
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	7	5	6	2	3
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患			3		1
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	1	1	1		
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	1			1	1
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害)	3	2			
		(異常気圧による疾病)					
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	11	15	18	16	20
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	4	6	6	9	5
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	156	214	187	224	266
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	42	45	29	31	52
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	20	18	20	18	19
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	481	453	377	314	374
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1		1	1	1
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	3	7	1	3	5
三		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,281	1,283	1,223	1,449	1,494
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	149	138	133	126	160
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	56	52	45	71	63
3	42	さく岩機、鉋打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	481	412	317	308	315
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	581	671	711	924	940
	43	(手指の痙攣又は書痙)					

分類		疾病分類項目	年度					
大	小		CODE	2003	2004	2005	2006	2007
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
		45	(頸肩腕症候群)					
	5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	14	10	17	20	16
四			化学物質等による次に掲げる疾病	196	218	208	298	204
	1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる] (合成樹脂の熱分解生成物による疾病)	115	105	93	117	90
	2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	10	6	5	4	1
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(1)	(2)	(3)	(3)	(1)
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(9)	(4)	(2)	(1)	
	3	50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	19	22	29	32	17
	4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	6	6	5	9	12
	5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	10	3	4	6	7
	6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	5	8	8	10	10
	7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	8	19	27	38	13
	8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	23	49	37	82	54
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,243	1,233	1,166	1,165	1,032
			(管理4)	(198)	(165)	(189)	(282)	(225)
			(肺結核)	(48)	(33)	(26)	(30)	(22)
			(結核性胸膜炎)	(8)	(9)	(5)	(3)	(13)
			(続発性気管支炎)	(812)	(883)	(803)	(698)	(610)
			(続発性気管支拡張症)	(3)	(12)	(6)	(15)	(8)
			(続発性気胸)	(28)	(18)	(35)	(31)	(37)
			(原発性肺がん)	(146)	(113)	(102)	(106)	(117)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	136	190	158	214	200
	1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	90	108	88	130	105
			(B型肝炎)					
			(C型肝炎)					
			(その他の肝炎)					
	2	60	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又ははほる等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3	3	2	1
	3	61	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	13	19	19	22	13
	4	62	屋外における業務による恙虫病	10	6	9	4	10
	5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	21	54	39	56	71
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	141	209	738	1,810	1,021
	1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	6	4	5	5
	2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	2	2	5	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小 CODE		2003	2004	2005	2006	2007
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1	1		
6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	121	186	722	1,784	1,002
		(石綿に曝される業務による肺がん)	(38)	(58)	(503)	(783)	(502)
		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(83)	(128)	(219)	(1,001)	(500)
8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫			1	1	1
10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん		1			
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)					
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)					
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)					
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)					
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)					
11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	3	8	3	12	6
14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	4	5	5	3	1
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)					
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)					
15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)					
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)					
16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					1
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)					
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)					
17	91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1				
18	92	1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1				
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	4	2	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	432	427	469	565	664
		[非災害性脳血管疾患]	(193)	(174)	(210)	(225)	(263)
		[非災害性虚血性心疾患等]	(100)	(120)	(120)	(130)	(129)
		[精神障害等]	(108)	(123)	(120)	(205)	(268)
		合計	8,810	8,858	9,271	11,171	10,456
		A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,316	8,311	8,708	10,445	9,646
		B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	494	547	563	726	810
		A/(A+B)	94.4%	93.8%	93.9%	93.5%	92.3%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料より、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表6 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2005(平成17)年度			2006(平成18)年度			2007(平成19)年度			
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,223)			(1,449)			(1,494)		
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	105	45	53	139	71	66	127	63	63	
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	991	711	170	1,197	924	197	1,269	940	250	
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,826	738	121	1,739	1,810	418	1,149	1,019	185	
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	0	5	5	0	7	5	2	
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	2	0	4	5	0	5	5	0	
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	ビス(クロロメチル) エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	石綿にさらされる業務による肺がん	712	219	64	876	783	272	590	502	120	
7	石綿にさらされる業務中皮腫	1,084	503	54	832	1,001	139	537	500	60	
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	2	1	0	2	1	0	0	1	0	
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	3	0	1	0	0	2	0	0	0	
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	7	3	0	10	12	0	6	6	0	
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	8	5	0	3	3	0	0	0	0	
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	0	2	7	0	5	4	0	3	
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(469)			(565)			(664)		
	じん肺症患者に発生した肺がん(2003年度以降第五号へ以降)										
	非災害性脳血管疾患	869	210	419	634	225	463	642	263	464	
	非災害性虚血性心疾患等		120		304	130		289	129		
	精神障害等	656	127	322	819	205	402	952	268	544	
	支給決定件数合計(表未掲載の分を含む)		9,271			11,171			10,456		
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,447	1,951	1,085	4,832	3,365	1,564	4,428	2,682	1,506	
		救済率①		救済率②		救済率①		救済率②		救済率②	
		43.9%		64.3%		69.6%		68.5%		60.6%	

労働安全衛生をめぐる状況

表7 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1996～ 合計
大	小												
四	1	枝番	91	113	103	84	110	115	115	93	117	90	1,232
		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(無機の酸及びアルカリ)											
	1	アンモニア	5	2	4	1	1			1	4	1	21
	2	塩酸(塩化水素を含む。)	1	2	2	2	3	1	1	2	9	7	38
	3	硝酸	3	2	4	2	2	3	3	2	1	2	31
	4	水酸化カリウム	1		1	4	2				1		9
	5	水酸化ナトリウム	9	5	6	5	12	16	16	12	6	11	116
	6	水酸化リチウム											0
	7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	1	3	7	1	6	5	5	2	4	3	46
	8	硫酸	1	1	2	3	2	3	3	2	2	2	23
		(金属(セレン及び砒素を含む。))及びその化合物)											
	9	亜鉛等の金属ヒューム	1	3	3	2	1	3	3	3	1		28
	10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											0
	11	アンチモン及びその化合物											0
	12	塩化亜鉛		1	1	1		1	1		1		8
	13	塩化白金酸及びその化合物											0
	14	カドミウム及びその化合物											0
	15	クロム及びその化合物		3			2	2	2	2	2		14
	16	コバルト及びその化合物	2			1	1	1	1		1	1	9
	17	四アルキル鉛化合物											0
	18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)			1	1							12
	19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)				1							1
	20	セレン化水素											1
	21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)		4			2	1	1	7	2	5	22
	22	ニッケルカルボニル									1		2
	23	バナジウム及びその化合物											0
	24	砒化水素				1					1		2
	25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)						1	1				3
	26	ブチル錫		2		3	1	1	1	1		1	12
	27	ベリリウム及びその化合物		1							1		2
	28	マンガン及びその化合物		1			1			1	1	1	6
		(ハロゲン及びその無機化合物)											
	29	塩素	6	2	7	9	3	3	3	5	6	2	56
	30	臭素					2			1			7
	31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	3				3				2	1	11
	32	沃素											0
		(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33	一酸化炭素	20	25	28	16	15	32	32	21	25	13	258
	34	黄りん											0
	35	カルシウムシアナミド	1										1
	36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	3	1	1								6
	37*	二酸化硫黄		1	2	1							4

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1996～ 合計
大	小												
		38 二酸化窒素			1	1	6	6	2	2	1	20	
		39 二酸化炭素	1				1	1			3	7	
		40 ヒドラジン		2	1							5	
		41 ホスゲン		2								2	
		42 ホスフィン		1								1	
		43 硫化水素	2	6	10	5	3	3	3	2	3	1	42
		(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44 塩化ビニル											0
		45 塩化メチル											0
		46 クロロブレン										1	1
		47* クロロホルム				1					4		5
		48* 四塩化炭素	1										2
		49* 1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50* 1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51* ジクロロメタン	1	5		2	1	1	1		2		14
		52 臭化エチル											1
		53 臭化メチル	1	1	1	2		3	3				16
		54* 1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55* テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)		2								1	3
		56* 1・1・1-トリクロロエタン	1	3									5
		57* 1・1・2-トリクロロエタン											0
		58* トリクロロエチレン	2		1		2			1	1		7
		59* ノルマルヘキササン	1		1		4					2	9
		60 沃化メチル											0
		(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)											
		61 アクリル酸エチル											0
		62 アクリル酸ブチル											0
		63 アクロレイン									1		1
		64* アセトン				1		1	1	4	2	1	13
		65* イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)									1		2
		66* エチルエーテル									1		1
		67 エチレンクロロヒドリン											0
		68* エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)									1		1
		69* 酢酸アミル											0
		70* 酢酸エチル	1					1	1			2	5
		71* 酢酸ブチル		1		1							3
		72* 酢酸プロピル						1	1				2
		73* 酢酸メチル											0
		74 2-シアノアクリル酸メチル											0
		75 ニトログリコール						1	1				2
		76 ニトログリセリン											0
		77 2-ヒドロキシエチルメタクリレート									1		1
		78 ホルムアルデヒド	2				6			2	1		12
		79 メタクリル酸メチル					1						1
		80* メチルアルコール	1				1	2	2	1	3		12
		81 メチルブチルケトン				1					1		2
		82* 硫酸ジメチル						1	1	1		1	4

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1996～ 合計
大	小												
		(その他の脂肪族化合物)											
	83	アクリルアミド					1						1
	84	アクリルニトリル			1								1
	85	エチレンイミン						1	1		1		4
	86	エチレンジアミン						1	1	1			4
	87	エピクロヒドリン	1	1	1					1	1	1	9
	88	酸化エチレン	1	1			3						9
	89	ジアゾメタン											0
	90	ジメチルアセトアミド					1			1	1		3
	91*	ジメチルホルムアミド		1				7	7			4	19
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート		1									1
	93	無水マレイン酸	1										2
		(脂環式化合物)											
	94	イソホロンジイソシアネート						1	1				2
	95*	シクロヘキサノール									1		1
	96*	シクロヘキサン		1						1			2
	97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート		1			3						4
		(芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)											0
	98*	キシレン	2	7	7	1	1	1	1	1	4	5	34
	99*	スチレン	1			2	1					1	5
	100*	トルエン	7	10	6	5	18	2	2	6	4	6	82
	101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
	102	ベンゼン											0
		(芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)											
	103	塩素化ナフタリン											0
	104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
	105*	ベンゼンの塩化物											2
		(芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)											
	106	アニシジン		1			1						3
	107	アニリン	1							1		1	4
	108	クロルジニトロベンゼン											0
	109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
	110	ジニトロフェノール				1							1
	111	ジニトロベンゼン											0
	112	ジメチルアニリン				1							1
	113	トリニトロトルエン(別名TNT)											0
	114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
	115	トルイジン											0
	116	パラ-ニトロアニリン										4	4
	117	パラ-ニトロクロルベンゼン											2
	118	ニトロベンゼン										1	1
	119	パラ-フェニレンジアミン	3			1		2	2	2	1		11
	120	フェネチジン											0
		(その他の芳香族化合物)											
	121*	クレゾール					1						2
	122	クロルヘキシジン											0
	123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)			3		1	1	1	3		2	12
	124	1,5-ナフチレンジイソシアネート											0

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1996～ 合計
大	小												
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	1		2		1	1	1	2		8
		126	フェニルフェノール										0
		127	フェノール(別名石炭酸)								1		7
		128	オルト-フタロジニトリル										0
		129	ベンゾトリクロライド										0
		130	無水トリメリット酸										0
		131	無水フタル酸										0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)			1	1	1	1		1	1	9
		133	4-メトキシフェノール										0
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル	1									1
		135	レゾルシン		2		1						3
			(複素環式化合物)										
		136*	1,4-ジオキサン										0
		137*	テトラヒドロフラン					1	1				2
		138	ピリジン		1								1
			(農薬その他の薬剤の有効成分)										
		139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタートリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス)	1	3	2	1	2	2		5		19
		140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタートリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)		1							1	2
		141	2,4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)										0
		142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)										0
		143	N-(1・1・2・2-テトラクロロエルチオ)-4-シクロヘキサン-1,2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)										0
		144	トリクロロニトロメタン(別名クロルピクリン)										0
		145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)										3
		146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)										0
		147	プラストサイジンS										0
		148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)										0
		149	ペンタクロロフェノール(別名PCP)										0
		150	モノフルオル酢酸ナトリウム										0
		151	硫酸ニコチン										0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～1997年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表8 包括救済規定に係る業務上疾病(その他業務に起因することの明らかな疾病)の内訳別新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
二	13	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	1	1	0	3	7	1	3	5	52
	1	寒冷による四肢の疾患										1	11
	2	異常高温下で作業したことによる脱水症			1	1			2			3	11
	3	潜水作業による耳の疾患											9
	4	日光による皮膚炎(水疱形成)							1				2
	5	潜水作業による硝子体出血											1
	6	低温、密室であるコンテナ内での脱水症								1			1
	7	航空機圧外傷による内耳障害						1	1		2	1	3
	8	寒冷化で作業したことによる顔面神経麻痺						1					1
	9	海水等による皮膚炎							1				1
	10	潜水病による左大腿骨頭壊死									1		0
	11	その他						1	2				3
三	5	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	9	6	15	16	14	14	10	17	20	16	541
	1	(作業態様による骨、関節の疾患)	1	1	6	5	4	4	2	3	2	2	176
	(1)	上肢の外顆炎又は上顆炎					(1)				(1)		(75)
	(2)	上肢の関節炎	(1)		(4)	(4)	(3)	(4)	(1)	(3)	(1)	(2)	(61)
	(3)	キンベック病		(1)	(2)	(1)		(1)					(40)
	2	作業態様による腱、筋、神経の疾患	0	0	1	3	2	1	2	8	6	1	186
	(1)	腱炎、腱鞘炎等					(1)		(1)	(3)	(2)		(53)
	(2)	筋肉痛等						(1)		(1)	(2)		(18)
	(3)	神経麻痺等			(1)	(3)	(1)		(1)	(4)	(2)	(1)	(115)
	3	その他の疾患	8	5	8	8	8	9	6	6	12	13	179
	(1)	手根管症候群	(2)		(5)	(4)	(3)	(3)	(2)		(3)	(3)	(65)
	(2)	脊椎症	(2)	(1)		(3)	(3)	(3)		(2)	(2)	(3)	(34)
	(3)	血行障害								(1)	(2)	(1)	(8)
	(4)	その他	(4)	(4)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(3)	(5)	(6)	(72)
四	8	1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	52	32	51	17	32	23	49	38	82	54	1,047
	1	単体又は化合物	22	8	21	3	6	9	17	9	53	34	394
	(1)	オキシ塩化リンによる急性薬物中毒	(1)		(1)			(1)					(5)
	(2)	オキシ塩化リンによる鼻炎等											(1)
	(3)	石灰による薬傷						(1)	(1)	(1)			(7)
	(4)	ソーダ灰による薬傷		(1)									(1)
	(5)	オゾンによる気管支喘息					(1)						(2)
	(6)	過酸化水素による薬傷		(1)					(1)				(5)
	(7)	硫化バリウムによる両角膜腐蝕											(1)
	(8)	次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎	(1)	(1)					(1)		(1)	(3)	(15)
	(9)	次亜塩素酸ナトリウムによる急性中毒	(2)					(1)					(8)
	(10)	次亜塩素酸ナトリウムによる肺水腫又は肺炎											(2)
	(11)	次亜塩素酸ナトリウムによる角膜びらん	(1)										(2)
	(12)	亜塩素酸ナトリウムによる気管支炎											(1)
	(13)	亜塩素酸ナトリウムによる気管支炎											(1)
	(14)	塩素酸ナトリウムによる両角膜腐蝕							(1)				(3)
	(15)	塩化アルミニウムによる両角膜腐蝕											(1)
	(16)	アセチレン及び酸素ガスによる肺炎								(1)			(4)

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
	(17)	アセチレン及び酸素ガスによる肺水腫											(5)
	(18)	アセチレン及び酸素ガスによる中毒（呼吸困難等）											(1)
	(19)	硫化ナトリウムによる角膜腐蝕											(1)
	(20)	スズによる接触性皮膚炎											(1)
	(21)	金属ナトリウムによる化学熱傷		(1)									(2)
	(22)	亜鉛溶液による化学熱傷											(1)
	(23)	二酸化塩素による気管支炎、気管支喘息		(1)	(2)				(1)			(1)	(7)
	(24)	窒素酸化物吸入によるサイロフィラー病											(4)
	(25)	窒素酸化物吸入による中毒					(1)						(3)
	(26)	重リン酸アルミニウムの反応途中のリン酸塩による薬品熱傷											(1)
	(27)	ブタンガス中毒	(1)										(2)
	(28)	ケテンガスによる中毒											(1)
	(29)	メタノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(30)	メタノールによる爪甲剥離											(1)
	(31)	エタノールによる湿疹、紅皮症、接触性皮膚炎									(1)		(2)
	(32)	エタノールによる急性鼻咽喉炎		(1)									(1)
	(33)	アリアルコールによる薬傷											(1)
	(34)	イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー									(1)		(3)
	(35)	蟻酸による接触性皮膚炎											(1)
	(36)	酢酸による化学熱傷	(1)										(9)
	(37)	酢酸による角膜炎									(1)		(2)
	(38)	珪酸メチルによる角膜腐蝕							(2)				(3)
	(39)	亜硝酸メチル中毒	(1)										(1)
	(40)	亜硝酸ガスによる中毒											(1)
	(41)	塩化メチレン中毒											(1)
	(42)	塩化メチレンによる薬傷							(1)				(2)
	(43)	塩化シアヌルによる気道薬傷											(1)
	(44)	メチルエチルケトンによる中毒											(2)
	(45)	メチルエチルケトンによる皮膚炎											(1)
	(46)	フロンガスによる肝障害	(2)	(1)							(10)		(17)
	(47)	六弗化セレンによる肺炎											(1)
	(48)	アセトニトリルによる中毒		(1)			(1)						(2)
	(49)	ジシクロヘキシカルボジアミドによる角膜浸潤											(1)
	(50)	パラアニシジンによるメトヘモグロビン血症											(2)
	(51)	トリクロロメチルクロロホルムによる中毒（急性肺水腫）											(1)
	(52)	N-フェニルマレイミドによる薬傷（熱傷）											(1)
	(53)	パラクローラニンによるメトヘモグロビン血症											(5)
	(54)	5-ニトロ-2-メチルアニリンによる肝障害	(5)										(5)
	(55)	アクリル酸エチルエステルによる接触性皮膚炎											(1)
	(56)	トリフェニルスズフタベートによる化学熱傷											(1)
	(57)	オルトクロロニトロベンゼンによる急性メトヘモグロビン血症	(1)										(2)
	(58)	P-ニトロベンゾニトリルによる中毒											(1)
	(59)	t-ブチルジメチルクロロシランによる中耳炎											(1)
	(60)	2,2-ジプロモ-2-ニトロエタノールによる化学熱傷、皮膚壊死											(1)
	(61)	4-クロロ-2-アミノフェノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(62)	トリメキシアンによる角膜炎											(3)
	(63)	フェニルヒドラジン中毒											(1)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
	(64)	パラニトロトルエンによるメヘモグロビン血症											(1)
	(65)	トルビドロキノンによる中毒性表皮壊死傷											(1)
	(66)	ヘキサメチレンジアミンによるアルカリ腐蝕											(1)
	(67)	N・N-ジシクロヘキシルボジミドによる皮膚炎											(1)
	(68)	モノクロルアセトアルデヒド (MCAD) による化学熱傷											(1)
	(69)	フォッグソルベント(炭化水素)の誤嚥性肺炎											(1)
	(70)	メチレンビスチオシアネートによる薬傷											(1)
	(71)	2-クロロ-4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン (CDMT) による接触性皮膚炎、中毒疹等											(3)
	(72)	プロピオン酸ジオキサマイシンによる接触性皮膚炎											(1)
	(73)	ニッケル液(メッキ溶液)による接触性皮膚炎											(1)
	(74)	Sマイト水溶液(アルカリ)による両眼化学傷											(1)
	(75)	ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害											(1)
	(76)	サリンによる中毒											(32)
	(77)	PXCL2 (a.a'ジシクロパラキシレン)による炎症											(1)
	(78)	IINIT2による接触性皮膚炎											(1)
	(79)	3,4-オルトトリレンジアミンによる中毒疹											(1)
	(80)	エトキシメチレンマロン酸ジエチルエステルによる皮膚障害					(2)						(2)
	(81)	塩化カルシウムによる皮膚障害					(1)						(1)
	(82)	アルシingas(ヒ素化合物)による中毒						(1)					(1)
	(83)	ジルコニウムに引火した際に発生したガスを吸引したことによる上気道炎						(1)					(1)
	(84)	バリウムによる虫垂炎、気管支喘息等						(1)					(1)
	(85)	クルタルアルデヒドによる食欲不振						(1)					(1)
	(86)	メチルエチルケトンパーオキシドによる熱傷						(1)					(1)
	(87)	アルミン酸ソーダによる化学熱傷						(1)					(1)
	(88)	フッ化アルミニウムによる薬傷							(1)				(1)
	(89)	アクリルガス中毒症							(1)				(1)
	(90)	良性石綿胸水							(3)	(2)	(17)	(9)	(31)
	(91)	びまん性胸膜肥厚							(1)	(3)	(19)	(17)	(40)
	(92)	エチレンジアミンによる化学熱傷							(1)				(1)
	(93)	イソシアネートシクロヘキシルによる角膜化学腐食							(1)				(1)
	(94)	イソシアネートガスによる間質性肺炎(イソシアネート肺炎)							(1)				(1)
	(95)	DMSO(ジメチルスルホキシド)による中毒								(1)			(1)
	(96)	SDS(ラウリル硫酸ナトリウム)吸引による急性気管支炎等								(1)			(1)
	(97)	1プロモプロパン中毒									(1)		(1)
	(98)	2-クロロピリジンによる急性肝炎									(1)		(1)
	(99)	4フッ化メタンによる化学熱傷									(1)		(1)
	(100)	インジウムによる間質性肺炎										(1)	(1)
	(101)	クロロシランによる化学熱傷										(1)	(1)
	(102)	硫酸亜鉛による化学熱症										(1)	(1)
	(103)	エチレノキサイドガス中毒										(1)	(1)
	(104)	その他	(6)		(18)	(3)							(83)
2		混合物及びその他	30	24	30	14	26	14	32	29	29	20	653
(1)		理美容師のシャンプー、洗剤等の使用による接触性皮膚炎	(2)				(2)		(3)	(4)	(4)	(2)	(106)
(2)		理美容師のコールドパーマ液使用による接触性皮膚炎	(4)	(1)	(11)	(5)	(7)	(2)	(3)	(5)	(1)	(2)	(129)

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
	(3)	洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触性皮膚炎、薬物中毒	(4)	(1)	(11)	(5)	(7)	(2)	(3)	(5)	(1)	(2)	(129)
	(4)	トイレ洗浄用薬品による気管支炎、咽喉炎、結膜炎			(1)								(3)
	(5)	洗浄液による皮膚壊死											(1)
	(6)	洗浄液による両眼アルカリ腐蝕					(1)			(1)			(3)
	(7)	洗剤による角膜化学傷、角膜潰瘍	(2)							(1)		(1)	(5)
	(8)	洗剤による掌角化症											(1)
	(9)	ゴム金型洗浄剤(アルカノールアミン、特殊カルボン酸塩)による両手潰瘍											(1)
	(10)	漂白剤による接触性皮膚炎							(2)			(1)	(9)
	(11)	シミぬき溶剤による気管支炎											(1)
	(12)	シミ取り液による化学熱傷											(1)
	(13)	防かび剤による皮膚障害											(4)
	(14)	防腐剤(クレオソート油)による中毒								(1)			(2)
	(15)	害虫駆除剤による中毒、皮膚炎		(1)	(1)		(2)					(1)	(11)
	(16)	防虫剤による接触性皮膚炎											(5)
	(17)	白アリ駆除剤(クロルピリホス)による(有機リン)中毒											(3)
	(18)	白アリ駆除剤(クロルピリホス)による肝障害											(1)
	(19)	白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害		(1)				(1)	(1)	(1)			(8)
	(20)	接着剤(変性アクリレーム、アクリル系ボンド、ロックタイト系等)及び硬化促進剤による湿疹・接触皮膚炎		(5)					(1)	(2)			(16)
	(21)	接着剤(アセトン、メチルエチルケトン)による熱傷							(1)	(1)			(3)
	(22)	錆止め剤(アンチラスト)によるアレルギー性皮膚炎					(2)						(3)
	(23)	中和防錆剤(ジヤスコM-195)による接触性皮膚炎											(1)
	(24)	防錆剤(ベンゾチアゾール系、チオシアネート系薬剤混合剤)による中毒疹、湿疹											(1)
	(25)	錆止め塗料による中毒(呼吸困難、頭痛等)											(1)
	(26)	排ガス(トリクロロSTリアジン)による細気管支炎											(1)
	(27)	都市ガスによるガス中毒											(7)
	(28)	アルゴン炭酸ガス、ヒューム吸入による肺水腫											(1)
	(29)	除草剤(5%プロマシル剤含有)によるびまん性間質性肺炎											(1)
	(30)	農薬(EDM、デナボン、グリエムダイファー)による中毒					(1)				(1)	(1)	(5)
	(31)	農薬による気道炎、胃炎											(1)
	(32)	農薬(キャプタン)による気管支炎											(1)
	(33)	農薬(トリアジン)による皮膚炎											(5)
	(34)	農薬(エメロン水和剤)アドマイア・ランネードによる中毒											(2)
	(35)	農薬(チューラム剤)による皮膚炎											(1)
	(36)	農薬(トルピラン液)による両眼角膜薬傷											(1)
	(37)	農薬(石灰硫黄合剤)による接触性皮膚炎											(1)
	(38)	農薬(TPN)による皮膚炎	(1)										(1)
	(39)	農薬(カーバマナトリウム塩液剤)による化学熱傷	(1)										(1)
	(40)	農薬(DD)による化学熱傷	(1)										(1)
	(41)	農薬による化学熱傷											(2)
	(42)	肥料による化学熱傷	(1)										(3)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
	(43)	医薬品・化粧品による接触性皮膚炎	(1)	(2)	(1)			(1)	(1)		(1)	(1)	(11)
	(44)	コンクリート静的破砕剤による両角膜腐蝕											(1)
	(45)	コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎								(1)			(2)
	(46)	清缶剤(キレートB15L)による薬傷											(1)
	(47)	機械加工用水溶性切削剤 (EC60) による皮膚炎											(1)
	(48)	切削油(ユシローケンシンセティック#830)による化膿創								(1)			(2)
	(49)	研削切削液による皮膚炎	(1)										(1)
	(50)	助燃剤による火傷及び角膜腐蝕											(1)
	(51)	デベント液による接触性皮膚炎											(1)
	(52)	カシュー液による皮膚炎											(1)
	(53)	剥離剤による薬傷					(1)						(6)
	(54)	エポキシ樹脂による気管支炎										(1)	(2)
	(55)	ポリエステル配合剤による接触性皮膚炎											(1)
	(56)	ノニルフェノール、ジノニルフェノール、フェノールの混合液による化学傷											(1)
	(57)	クエン酸、リンゴ酸、酒石酸ナトリウム混合液による接触性皮膚炎											(1)
	(58)	ジアクリレート系物質による接触性皮膚炎											(1)
	(59)	フウイムコントロール剤(ハルブ原料に含有)による薬傷											(1)
	(60)	酢酸ビニル樹脂による湿疹様皮膚炎											(1)
	(61)	トリポリン酸、無水メタケイ酸ナトリウム、炭酸ナトリウムによる皮膚炎											(1)
	(62)	溶剤(レジスト、銀ペースト、酢酸エチル他)による接触性皮膚炎											(1)
	(63)	薬液(珪酸ソーダー、LCグラフト)他による薬傷(熱傷)											(2)
	(64)	地盤注入(凝固剤)水ガラス系(珪酸ナトリウム)による接触性皮膚炎、皮膚炎後感染症											(1)
	(65)	消化器充填剤(粉末)による肺炎・咽喉頭炎・気管支炎											(2)
	(66)	消化器剤の吸入による咽頭浮腫											(1)
	(67)	ガンソリンによる咽頭喉炎、気管支炎、細気管支炎、肺炎											(2)
	(68)	軽油の誤飲による腎機能障害						(1)					(2)
	(69)	亜鉛メッキ板等溶接時有害蒸気による気管支肺炎(気管支粘膜の障害)											(6)
	(70)	金属ヒューム(酸化鉄、鉄等)による気管支喘息											(1)
	(71)	タンク内溶接作業による間質性肺炎											(1)
	(72)	ゴム手袋による接触性皮膚炎	(1)	(1)					(2)				(7)
	(73)	原酒による両角膜腐蝕											(1)
	(74)	アルコール(酒粕)による急性中毒											(1)
	(75)	消毒液(ヒビデン、オスパン、アルコール等)による皮膚炎			(3)				(2)				(10)
	(76)	電解ニッケル室に発生した煙による化学性肺臓炎(両肺)											(1)
	(77)	はんだ付け作業による薬疹、気管支炎					(1)						(2)
	(78)	顔料、インクによる接触性皮膚炎	(1)	(1)								(1)	(4)
	(79)	白木の漂白剤(亜塩素酸ナトリウム含有)による中毒、咽頭炎等											(2)
	(80)	塗料による有機溶剤中毒	(1)		(1)				(1)	(1)	(1)		(8)

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
	(81)	塗料による接触性皮膚炎	(2)					(1)	(1)				(5)
	(82)	塗装剤(キシラジュール)による角膜腐蝕								(1)			(2)
	(83)	ラッカーシンナーによる有機溶剤中毒、接触性皮膚炎等	(1)			(2)			(1)	(1)		(3)	(14)
	(84)	溶剤(メチルエチルケトン、イソプロピルアルコール等)による中毒、接触性皮膚炎等		(2)	(3)	(2)					(3)		(15)
	(85)	シャキットスプレー(アクリル樹脂アルカールアミン液)の誤吸入による気管支炎											(1)
	(86)	水硫化ソーダ、硫化ソーダ、石灰により発生したガスによる中毒											(1)
	(87)	銅管接着用フラックスによる接触性皮膚炎											(1)
	(88)	マッサージオイルによる接触性皮膚炎		(1)				(1)					(4)
	(89)	ドロマイトプラスターによる接触性皮膚炎											(1)
	(90)	アルカリ系製品(アーミン)による接触性皮膚炎											(1)
	(91)	わら、飼料等による枯草熱好酸球増多症											(1)
	(92)	原皮処理用薬品による成人呼吸促進症候群											(1)
	(93)	粉薬(ピクシンドライシップ、ホスミンドライシロップ等)による接触性皮膚炎											(1)
	(94)	カビ・牧草の粉じんによる間質性肺炎											(1)
	(95)	解体時の粉じんによる気管支炎						(1)					(2)
	(96)	防凍剤(亜硝酸ナトリウム)による薬物中毒											(2)
	(97)	発煙筒(六塩化エタン、亜鉛華、亜鉛粉)による薬剤性肝障害											(1)
	(98)	ポリ合板焼却時に発生したガス煙による急性甲状腺炎、喉頭腫瘍											(1)
	(99)	潤滑油による気管支炎											(1)
	(100)	防水スプレーによる気管支炎		(1)			(1)						(2)
	(101)	乾燥剤による皮膚炎		(2)									(2)
	(102)	マスタードガスによる中毒					(5)						(5)
	(103)	職場による接触皮膚炎					(1)						(1)
	(104)	塗装粉じんによるリポイト肺炎					(1)						(1)
	(105)	灯油による接触皮膚炎、外耳道炎、中毒						(2)			(2)		(4)
	(106)	農薬(ブエオベナゾール)による接触皮膚炎						(1)					(1)
	(107)	植物への接触による皮膚炎							(2)				(2)
	(108)	グラスウールによる接触皮膚炎							(1)				(1)
	(109)	メッキ掛け作業による接触皮膚炎							(1)				(1)
	(110)	消火作業で煙を吸引したことによる急性呼吸窮迫症候群、急性循環不全等							(1)	(1)		(1)	(3)
	(111)	タイル用目地材(セメント系・アルカリ性)による接触皮膚炎								(1)			(1)
	(112)	反応塗料による気管支喘息								(1)			(1)
	(113)	界面活性剤による化学熱傷								(1)			(1)
	(114)	消臭剤による中毒									(1)		(1)
	(115)	擦水剤(ノナン、ノルマルヘプタン等)による中毒、肺障害									(6)		(6)
	(116)	鍍金作業による化学物質性気管支炎									(1)		(1)
	(117)	モルタルによる角結膜アルカリ外傷										(1)	(1)
	(118)	P-ニトルベンゾニトリ及びメタノールの混合物によるメトヘモグロビン血症										(1)	(1)
	(119)	漂白剤の誤飲による中毒									(1)	(2)	(3)
	(120)	その他	(8)	(3)	(6)	(5)	(1)	(3)	(7)	(5)	(5)	(2)	(111)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	1978～ 合計
大	小												
六	5	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	61	37	27	37	62	21	54	39	56	71	1,447
	1	海外出張等	8	13	7	5	9	4	14	6	10	4	436
	(1)	ウイルス肝炎	(4)	(3)			(3)	(2)	(2)	(3)	(3)	(1)	(212)
	(2)	パラチフス、腸チフス、マラリア	(1)	(5)	(3)	(2)	(3)	(1)	(5)	(1)	(4)		(96)
	(3)	赤痢	(1)	(2)	(1)		(2)		(3)	(1)			(71)
	(4)	コレラ							(2)				(10)
	(5)	その他	(2)	(3)	(3)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(3)	(3)	(47)
	2	給食等	40	17	1	9	23	0	5	3	1	13	660
	(1)	食中毒	(40)	(17)	(1)	(9)	(23)		(5)	(3)	(1)	(13)	(660)
	(2)	赤痢											(0)
	3	その他	13	7	19	23	30	17	35	30	45	54	350
	(1)	風疹、麻疹					(2)						(50)
	(2)	水痘症		(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)		(9)
	(3)	ウイルス肝炎	(1)		(1)	(1)		(1)			(1)		(9)
	(4)	疥癬	(5)	(1)	(9)	(16)	(16)	(12)	(23)	(23)	(40)	(39)	(195)
	(5)	その他	(7)	(4)	(8)	(5)	(11)	(3)	(11)	(7)	(3)	(15)	(87)
九		その他業務に起因することの明らかな疾病	118	121	146	259	532	433	427	461	565	664	5,028
	1	化学物質によらない皮膚炎						1					4
	2	大声を出したことによる声帯ポリープ、急性声帯炎等		1	1	3	1	2	1	1	1	1	20
	3	著しい疲労による網膜剥離											1
	4	恐怖による流産											1
	5	死亡災害発生のショックによる不安神経症											1
	6	眩暈症、眼精疲労等									2	1	4
	7	父親が砂に埋まり、救助作業中の過換気症候群、熱疲労											1
	8	給食配達中の過換気症候群											1
	9	抗マラリア剤服用による薬剤性肝障害											1
	10	下肢静脈瘤	1					1					2
	11	精神障害	3	14	36	70	100	108	130	127	205	268	1,069
	12	じん肺症に合併した肺がん(2003年度以降第五号へ以降)	24	25	24	43	113						626
	13	過重負荷による脳血管疾患	47	49	48	96	202	193	174	210	225	263	2,032
	14	過重負荷による虚血性心疾患	43	32	37	47	115	121	120	120	130	129	1,186
	15	その他					1	7	2	3	2	2	79

注) 合計には1978～1997年度分も含まれている。
 第四号8(化学物質等)については内訳の累計と合計数に食い違いがある部分がある。
 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9-1 傷病別長期療養者推移状況(2007年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者(再発を含む)	治ゆ又は中断者	死亡	傷病(補償)年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	9,917	1,153	74	676	451	9,869	433	423	817	8,196
せき髄損傷患者	445 (74)	433 (61)	347 (55)	12 (2)	80 (11)	439 (67)	166 (27)	97 (14)	95 (18)	81 (8)
外傷性の脳中枢損傷患者	780 (277)	619 (187)	586 (191)	5 (3)	65 (24)	743 (246)	206 (58)	149 (48)	200 (74)	188 (66)
頭頸部外傷症候群患者	631 (150)	476 (130)	524 (139)	3 (1)	13 (5)	567 (135)	143 (36)	111 (30)	133 (34)	180 (35)
頸肩腕症候群患者	126	79	52			153	18	22	23	90
腰痛患者	656	565	505	3		713	170	153	152	238
一酸化炭素中毒患者	9	2	3			8		1	2	5
振動障害患者	7,689	308	543	91		7,363	167	122	293	6,781
その他の患者	17,517 (3,049)	20,404 (3,280)	20,155 (3,397)	159 (2)	95 (7)	17,512 (2,923)	5,961 (1,046)	4,007 (637)	3,708 (690)	3,836 (550)
骨折	9,495 (2,246)	11,859 (2,406)	12,270 (2,577)	18 (1)	26 (6)	9,040 (2,068)	3,658 (785)	2,097 (456)	1,926 (501)	1,359 (326)
切断	471 (9)	609 (14)	615 (12)		1	464 (11)	195 (6)	117 (1)	89 (1)	63 (3)
関節の障害	1,822 (228)	2,221 (289)	2,106 (267)	3		1,934 (250)	633 (96)	484 (58)	416 (53)	401 (43)
打撲傷	1,309 (232)	1,455 (278)	1,475 (261)	1	3	1,285 (249)	390 (74)	343 (62)	282 (65)	270 (48)
創傷	794 (65)	1,137 (87)	1,129 (78)		1	801 (74)	279 (28)	231 (17)	148 (21)	143 (8)
その他	3,626 (269)	3,123 (206)	2,560 (202)	137 (1)	64 (1)	3,988 (271)	806 (57)	735 (43)	847 (49)	1,600 (122)
合計	37,770 (3,550)	24,039 (3,658)	22,789 (3,782)	949 (8)	704 (47)	37,367 (3,371)	7,264 (1,167)	5,085 (729)	5,423 (816)	19,595 (659)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報 平成18年度」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種別受給者数(2007年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	139,019	1,891,088	90	7,461	31,433	1,465	1,299	166	80	1,545
青森	30,185	416,718	18	1,268	3,831	153	128	25	1	154
岩手	26,896	414,742	20	1,343	5,680	147	124	23	4	151
宮城	42,916	771,569	17	2,397	9,705	255	225	30	13	268
秋田	24,296	341,606	14	1,087	4,161	135	118	17		135
山形	26,507	379,587	9	1,202	6,684	154	139	15	9	163
福島	40,777	669,853	34	2,012	8,502	306	283	23	13	319
茨城	47,370	894,078	43	2,993	10,369	468	422	46	5	473
栃木	36,541	699,066	14	1,909	7,390	265	231	34	17	282
群馬	40,838	732,416	29	2,512	11,263	402	360	42	12	414
埼玉	93,379	1,758,587	45	6,341	31,683	928	834	94	12	940
千葉	77,841	1,567,423	58	5,221	23,531	852	740	112	11	863
東京	381,605	12,115,801	97	10,008	80,342	1,854	1,664	190	24	1,878
神奈川	127,147	2,530,003	58	7,096	36,549	1,376	1,262	114	35	1,411
新潟	57,600	888,037	35	2,817	13,423	445	399	46	12	457
富山	26,855	438,938	11	1,241	5,050	257	231	26	6	263
石川	29,289	434,415	16	1,175	5,021	162	143	19	5	167
福井	21,696	304,312	16	904	3,382	127	115	12	8	135
山梨	17,296	254,069	10	803	3,594	105	94	11	3	108
長野	51,088	774,763	20	2,095	9,584	294	251	43	16	310
岐阜	46,429	695,108	20	2,519	11,617	472	417	55	26	498
静岡	88,677	1,429,505	48	5,038	22,897	873	795	78	9	882
愛知	136,000	3,280,309	71	7,292	37,138	1,459	1,302	157	26	1,485
三重	38,289	610,379	27	2,675	10,543	556	523	33	11	567
滋賀	27,542	457,728	16	1,529	7,619	352	313	39	3	355
京都	54,933	960,409	24	2,740	11,402	805	753	52	11	816
大阪	202,516	4,488,080	97	9,772	48,590	2,779	2,555	224	24	2,803
兵庫	97,273	1,681,980	58	5,474	23,077	1,450	1,338	112	29	1,479
奈良	23,872	283,154	21	1,417	5,513	346	317	29	7	353
和歌山	26,365	301,962	16	1,403	4,821	318	286	32	5	323
鳥取	13,393	186,680	4	569	2,342	86	80	6		86
島根	18,854	236,361	10	820	3,343	105	96	9	3	108
岡山	42,696	686,886	25	2,274	9,386	512	458	54	25	537
広島	64,632	1,149,175	35	3,530	15,213	769	710	59	15	784
山口	32,405	495,609	22	1,474	5,952	293	263	30	30	323
徳島	18,481	231,498	11	907	3,317	255	228	27	2	257
香川	22,488	373,345	15	1,410	4,760	264	240	24	6	270
愛媛	33,569	501,592	26	1,780	5,816	418	384	34	14	432
高知	18,151	235,197	14	1,152	4,435	237	213	24	6	243
福岡	102,485	1,923,716	40	5,507	22,425	1,194	1,078	116	25	1,219
佐賀	17,273	250,678	6	1,099	3,504	137	127	10	11	148
長崎	29,743	403,693	9	1,475	4,865	193	172	21	16	209
熊本	36,702	546,763	18	2,025	7,037	231	206	25	14	245
大分	25,906	391,301	14	1,474	4,878	337	307	30	6	343
宮崎	24,910	336,696	19	1,520	5,657	262	247	15	6	268
鹿児島	35,152	525,011	28	1,824	6,804	283	249	34	9	292
沖縄	24,730	373,337	9	894	3,220	100	92	8	10	110
合計	2,642,607	51,313,223	1,357	131,478	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表10 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2007年度)(続き)

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金				計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
			年金	年金				じん肺	せき損	その他		
北海道	286	366	79	287	533	15,836	925	829	40	56	5,974	8,937
青森	31	35	6	29	55	2,010	69	17	36	16	775	1,166
岩手	36	44	7	37	64	2,454	105	31	59	15	924	1,425
宮城	46	47	6	41	84	3,249	174	25	107	42	1,180	1,895
秋田	21	26	3	23	40	2,265	68	35	18	15	885	1,312
山形	28	36	4	32	56	2,098	113	56	39	18	832	1,153
福島	69	78	12	66	102	3,831	135	56	45	34	1,397	2,299
茨城	73	81	17	64	115	4,188	122	55	27	40	1,838	2,228
栃木	48	63	16	47	98	3,562	205	129	43	33	1,339	2,018
群馬	51	61	10	51	105	3,712	238	153	51	34	1,591	1,883
埼玉	114	156	30	126	232	6,634	130	26	54	50	3,511	2,993
千葉	109	134	27	107	230	6,348	144	24	50	70	3,157	3,047
東京	317	404	75	329	543	15,926	255	88	88	79	7,827	7,844
神奈川	203	272	59	213	362	9,426	226	98	64	64	4,681	4,519
新潟	83	102	12	90	148	5,145	255	117	96	42	2,016	2,874
富山	32	45	6	39	71	2,797	105	55	40	10	1,098	1,594
石川	34	44	5	39	63	2,039	52	42	7	3	770	1,217
福井	20	27	6	21	41	1,843	72	37	22	13	674	1,097
山梨	16	19	6	13	27	1,478	78	38	24	16	543	857
長野	53	76	13	63	122	4,005	164	116	27	21	1,530	2,311
岐阜	74	84	13	71	152	4,871	259	194	32	33	2,077	2,535
静岡	112	143	26	117	204	7,451	197	145	30	22	3,887	3,367
愛知	177	241	53	188	371	12,424	358	270	51	37	6,415	5,651
三重	59	83	22	61	105	4,468	475	414	28	33	1,815	2,178
滋賀	45	67	16	51	93	2,497	130	72	36	22	1,083	1,284
京都	62	75	10	65	128	4,525	213	142	34	37	2,133	2,179
大阪	290	374	73	301	549	17,480	368	146	102	120	9,254	7,858
兵庫	222	276	63	213	354	10,521	307	183	64	60	4,549	5,665
奈良	42	53	5	48	84	2,058	75	49	17	9	901	1,082
和歌山	39	48	9	39	76	2,579	172	135	18	19	1,041	1,366
鳥取	13	14	3	11	17	1,245	40	14	17	9	534	671
島根	23	25	3	22	34	1,703	59	42	8	9	699	945
岡山	129	151	27	124	203	5,071	454	364	49	41	1,684	2,933
広島	138	161	28	133	207	7,008	253	85	79	89	3,214	3,541
山口	79	94	18	76	136	3,595	122	76	28	18	1,368	2,105
徳島	30	35	6	29	58	1,893	65	21	25	19	802	1,026
香川	41	52	10	42	72	2,360	125	26	60	39	961	1,274
愛媛	52	60	12	48	96	3,350	171	37	73	61	1,219	1,960
高知	42	48	15	33	63	2,122	103	25	46	32	856	1,163
福岡	160	195	39	156	297	9,764	620	352	143	125	3,625	5,519
佐賀	36	38	7	31	52	1,702	132	61	58	13	556	1,014
長崎	100	131	31	100	137	3,620	587	505	62	20	946	2,087
熊本	64	68	14	54	93	3,741	571	449	58	64	1,079	2,091
大分	45	62	10	52	88	2,912	219	159	40	20	982	1,711
宮崎	49	61	13	48	69	2,235	186	86	73	27	831	1,218
鹿児島	53	58	9	49	92	2,763	138	45	62	31	1,044	1,581
沖縄	19	24	6	18	36	931	69	16	33	20	415	447
合計	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表11 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2007年度)

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6	
大	小		CODE	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	278	32	40	105	40	52
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	25	5	5	5	0	6	
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	9	1	0	0	1	0	
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	14	1	2	6	4	1	
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	201	20	27	84	29	38	
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	6	0	1	0	0	0	
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	6	3	3	4	0	2	
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	15	1	1	6	4	4	
	23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	1	1	0	1	1	
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	1	0	0	0	1	0	
二			物理的因子による次に掲げる疾病 (有害光線による疾病)	121	5	6	8	4	12
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0	
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0	
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0	
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0	
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)	0	0	0	0	0	0	
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0	
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	1	0	0	0	0	1	
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	7	0	5	5	3	5	
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	2	0	0	2	0	1	
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	4	0	0	1	0	0	
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	106	5	1	0	1	5	
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0	
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0	
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	186	8	9	19	8	17
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	13	0	0	2	0	0	
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	4	0	0	0	0	0	
3	42	さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	112	5	1	3	3	2	
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	56	3	8	14	5	15	

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
68	135	70	64	589	132	273	142	69	23	31	24	28	87	71	75	128	171
6	15	3	9	35	15	45	21	4	0	4	5	4	9	5	7	17	9
(2)				(2)	(1)	(2)	(1)										
2	1	0	0	5	5	10	2	0	1	0	0	0	1	0	2	2	0
4	1	1	5	7	5	19	27	1	3	1	2	1	2	2	12	9	1
41	104	58	44	480	79	166	66	57	11	23	12	17	67	54	43	71	141
3	0	2	1	0	1	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
1	1	0	1	10	7	12	8	2	2	0	2	1	3	1	4	3	3
5	11	6	4	48	18	12	13	5	6	3	3	2	4	8	7	21	17
4	0	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0
2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0
11	7	4	6	25	13	35	39	28	10	3	14	5	12	22	19	23	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	3	4	17	8	26	8	11	1	3	1	0	3	6	3	18	4
0	0	0	0	6	1	1	4	0	1	0	0	5	0	1	4	1	2
1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
4	2	1	2	2	1	6	27	16	7	0	13	0	9	14	8	2	8
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	25	3	33	27	48	180	108	57	9	9	6	6	22	17	48	61	18
2	5	0	2	16	14	9	16	2	0	0	0	0	4	2	8	1	0
1	1	0	1	1	11	5	8	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0
1	0	0	2	0	0	5	1	10	5	0	3	1	4	5	9	2	11
5	19	3	27	7	22	161	82	45	4	9	3	5	14	9	28	57	7

労働安全衛生をめぐる状況

表11 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2007年度)(続き)

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一		業務上の負傷に起因する疾病	95	155	637	159	73	39
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	3	12	18	19	4	3
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	5	2	7	3	3	0
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	2	8	7	6	1	5
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	68	118	501	90	58	24
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	5	1	29	1	1	0
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	3	4	20	8	2	0
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	7	10	46	31	3	3
	23	爆発その他事放的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	1	1	1	3
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	1	0	8	0	0	1
二		物理的因子による次に掲げる疾病 (有害光線による疾病)	7	15	28	31	7	4
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	1	1	0	1	0	0
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	1	0	0	0	0
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)	0	0	0	0	0	0
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	1	0	0	2	0	0
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	0	0	1	1	0	0
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	1	5	16	8	4	2
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	1	4	0	1	0
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	1	0	2	0	1	0
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	2	7	5	19	1	2
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	65	61	107	51	19	10
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	5	11	8	6	3	2
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	14	1	4	0	1	0
3	42	さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	2	27	3	1	7	3
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	44	22	90	44	8	4

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
14	35	64	171	40	41	50	94	68	282	23	60	56	56	57	57	41	5,094
2	4	0	14	5	0	4	5	3	22	6	3	3	9	3	2	1	404
			(2)						(1)				(1)				(15)
			(1)														(2)
0	2	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	72
0	2	2	6	4	0	0	4	2	3	4	0	2	0	0	0	1	190
7	20	54	131	24	36	42	69	59	229	12	43	46	34	42	50	37	3,727
0	0	2	2	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	68
1	2	0	2	2	0	1	1	0	5	0	5	2	1	2	1	0	141
2	5	4	10	2	5	1	15	3	14	0	8	2	8	7	4	1	415
2	0	1	1	1	0	1	0	1	3	0	1	1	1	1	0	0	45
0	0	1	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	32
1	3	4	20	12	5	19	14	10	39	3	15	13	14	14	12	10	747
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	20
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
0	0	1	6	5	4	5	1	5	27	0	4	4	5	2	5	5	266
0	1	0	1	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	1	1	0	52
0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	19
1	0	1	13	5	1	13	13	4	0	3	11	9	8	11	3	2	374
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	5
4	5	11	46	7	7	7	20	23	19	5	10	23	20	15	17	8	1,494
0	1	0	5	3	0	1	2	1	1	0	3	2	1	4	5	0	160
0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	63
1	1	0	7	3	4	1	9	17	1	1	1	18	8	6	7	2	315
3	3	10	27	1	3	5	9	5	16	4	6	3	9	5	5	6	940

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		CODE	北海道	青森	岩手	宮城	秋田
	44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45	(頸肩腕症候群)						
5	46	1から4 (CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	8	1	0	3	3	1
1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照—都道府県別データは示していない)	3	0	0	1	2	1
		[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる] (合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による寒寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	0	0	0	0	0	0
	49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	0	0	0	0	0	0
3	50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	0	0	2	0	0
8	55	1から7 (CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	3	1	0	0	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	136	7	5	7	6	23
		(管理4)	(33)	(1)	(1)			(5)
		(肺結核)				(1)		
		(結核性胸膜炎)	(5)					
		(続発性気管支炎)	(80)	(4)	(3)	(6)	(4)	(17)
		(続発性気管支拡張症)						
		(続発性気胸)	(10)	(1)	(1)		(1)	
		(原発性肺がん)	(8)	(1)			(1)	(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	5	2	5	1	0	2
1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	4	0	0	0	0	1
2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	1	0	0	0	0	0
4	62	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	1
5	63	1から4 (CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	2	5	1	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	53	5	1	15	3	1
1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
1	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	4	1	6	9	7	21	11	2	2	1	2	4	2	3	4	5	1
0	3	0	1	4	2	4	5	1	1	0	1	3	2	1	1	2	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	2	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0
0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	1	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	1	2	2	3	2	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0
15	16	17	9	28	9	36	31	32	14	1	6	2	27	35	25	66	13
(2)	(7)	(10)	(3)	(6)	(1)	(11)	(6)	(5)	(4)		(1)	(1)	(8)	(4)	(4)	(27)	(2)
		(1)					(1)	(1)								(5)	
(1)			(1)												(1)	(2)	
(12)	(8)	(5)	(5)	(17)	(5)	(24)	(20)	(21)	(10)	(1)	(5)	(1)	(15)	(19)	(16)	(7)	(9)
						(1)		(1)						(1)		(2)	
							(2)							(1)		(2)	
	(1)	(1)	(1)	(4)	(3)		(2)	(4)					(4)	(10)	(4)	(21)	(2)
4	1	0	3	38	6	21	14	2	1	0	0	0	3	0	7	7	4
2	1	0	2	11	4	14	7	2	1	0	0	0	2	0	6	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	27	1	6	6	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
4	10	3	7	34	38	134	94	18	18	9	4	0	8	11	18	36	16
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45	(頸肩腕症候群)						
5	46	1から4 (CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	2	0	0	1
四		化学物質等による次に掲げる疾病	5	7	14	13	4	5
1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照—都道府県別データは示していない)	3	2	3	11	0	4
		[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による寒寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	0	0	0	0	0	0
	49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	0	0	0	0	0	0
3	50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	1	0	1	1	0
4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	1
5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	3	2	0	0	0
6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	0	1	0	0	0
7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	2	0
8	55	1から7 (CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1	8	1	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	5	7	57	43	13	5
		(管理4)	(2)	(2)	(14)	(11)	(2)	(3)
		(肺結核)			(2)	(3)		
		(結核性胸膜炎)				(3)		
		(続発性気管支炎)	(2)	(2)	(28)	(17)	(9)	(1)
		(続発性気管支拡張症)	(1)					
		(続発性気胸)			(3)	(3)	(1)	
		(原発性肺がん)		(3)	(10)	(6)	(1)	(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	1	5	16	3	0	4
1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	4	6	1	0	4
2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	1	1	2	1	0	0
4	62	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	0
5	63	1から4 (CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	7	1	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	9	10	103	99	8	10
1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	4
2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	2	1	0	1
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
																	0
																	0
0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
0	3	5	13	3	0	5	2	0	5	3	5	6	1	1	3	0	204
0	2	2	5	1	0	4	1	0	0	1	5	4	0	1	2	0	90
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
0	1	3	6	1	0	1	0	0	5	2	0	2	0	0	0	0	54
2	7	49	22	19	6	20	41	6	37	6	68	23	10	4	10	6	1,032
	(1)	(8)	(7)	(2)	(1)	(3)			(9)	(3)	(3)	(6)		(1)		(5)	(225)
		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(1)						(1)		(22)
																	(13)
(2)	(6)	(32)	(9)	(12)	(5)	(15)	(39)	(4)	(22)	(2)	(52)	(15)	(10)	(3)	(8)	(1)	(610)
			(1)								(1)						(8)
		(3)		(2)					(3)		(4)						(37)
		(5)	(4)	(2)		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(8)	(2)			(1)		(117)
5	0	0	4	0	0	0	2	2	9	1	3	5	2	1	8	3	200
5	0	0	3	0	0	0	1	2	6	1	1	5	2	1	1	1	105
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	10
0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3	2	71
1	5	33	32	21	5	7	18	2	38	3	52	7	9	6	1	2	1,021
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		CODE	北海道	青森	岩手	宮城	秋田
6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	53	5	0	15	3	1
		(石綿に曝される業務による肺がん)	(19)	(2)		(9)	(1)	(1)
		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(34)	(3)		(6)	(2)	
8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	0	0	0	0
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	1	0	0	0
14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	92	1から17 (CODE64から91) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	27	2	3	11	3	7
		[非災害性脳血管疾患]	(13)	(1)		(2)		(1)
		[非災害性虚血性心疾患等]	(4)	(1)		(3)	(1)	(2)
		[精神障害等]	(10)		(3)	(6)	(2)	(4)
		[その他]						
		合計	814	62	69	169	67	115
		A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	782	57	61	157	63	108
		B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	32	5	8	12	4	7
		A/(A+B)	96.1%	91.9%	88.4%	92.9%	94.0%	93.9%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	10	3	7	34	37	133	94	18	18	9	4	0	8	11	18	36	15
(2)	(3)		(2)	(16)	(21)	(74)	(54)	(12)	(12)	(2)			(6)	(5)	(10)	(14)	(12)
(2)	(7)	(3)	(5)	(18)	(16)	(59)	(40)	(6)	(6)	(7)			(2)	(6)	(8)	(22)	(3)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	11	8	12	29	26	110	57	9	1	5	5	1	4	7	17	21	2
(1)	(6)		(3)	(12)	(13)	(41)	(22)	(6)		(2)			(1)	(1)	(10)	(8)	(2)
(1)	(3)	(3)	(4)	(4)	(3)	(19)	(9)	(2)	(1)				(1)	(2)	(3)	(7)	
(4)	(2)	(5)	(5)	(12)	(10)	(50)	(26)	(1)		(3)	(5)	(1)	(2)	(4)	(4)	(6)	
				(1)													
118	209	106	140	779	279	810	496	217	78	59	61	46	165	166	213	347	240
109	197	98	126	718	249	691	430	208	76	54	55	44	160	158	195	323	236
9	12	8	14	61	30	119	66	9	2	5	6	2	5	8	18	24	4
92.4%	94.3%	92.5%	90.0%	92.2%	89.2%	85.3%	86.7%	95.9%	97.4%	91.5%	90.2%	95.7%	97.0%	95.2%	91.5%	93.1%	98.3%

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		CODE	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良
6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	9	10	99	98	8	5
		(石綿に曝される業務による肺がん)	(2)	(3)	(48)	(34)	(4)	(3)
		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(7)	(7)	(51)	(64)	(4)	(2)
8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	0	0	0	0
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	0
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	92	1から17 (CODE64から91) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	19	27	70	27	6	3
		[非災害性脳血管疾患]	(7)	(10)	(32)	(8)	(2)	(1)
		[非災害性虚血性心疾患等]	(4)	(5)	(14)	(7)	(2)	(1)
		[精神障害等]	(8)	(12)	(23)	(11)	(2)	
		[その他]			(1)	(1)		(1)
		合計	206	287	1,032	426	130	80
		A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	186	259	945	397	123	76
		B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	20	28	87	29	7	4
		A/(A+B)	90.3%	90.2%	91.6%	93.2%	94.6%	95.0%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	5	33	32	21	5	6	18	2	34	3	52	7	9	6	1	2	1,002
(1)	(3)	(22)	(17)	(10)	(1)	(5)	(11)	(1)	(15)		(29)	(6)	(3)	(3)		(2)	(502)
	(2)	(11)	(15)	(11)	(4)	(1)	(7)	(1)	(19)	(3)	(23)	(1)	(6)	(3)	(1)		(500)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	6	17	10	2	9	3	2	25	4	10	15	8	6	3	6	664
(1)		(3)	(11)	(3)	(2)	(4)	(2)	(1)	(10)	(1)	(6)	(4)	(4)	(2)	(2)	(2)	(263)
(1)		(1)	(4)	(3)		(1)		(1)	(5)		(2)	(2)	(2)			(1)	(129)
		(2)	(2)	(4)		(4)	(1)		(10)	(3)	(2)	(9)	(2)	(4)	(1)	(3)	(268)
																	(4)
29	58	172	325	112	66	117	194	113	454	48	223	148	120	104	111	76	10,456
27	57	162	299	101	64	106	190	111	422	42	212	131	112	98	104	67	9,646
2	1	10	26	11	2	11	4	2	32	6	11	17	8	6	7	9	810
93.1%	100%	94.2%	92.0%	90.2%	97.0%	90.6%	97.9%	98.2%	93.0%	87.5%	95.1%	88.5%	93.3%	94.2%	93.7%	88.2%	92.3%

労働安全衛生をめぐる状況

表12 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2007年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
北海道	1,274	34	40	51	4	49		1,245	1,109	560	28	194	45	29	253	3,806
青森	55	5	10	3		1		34	130	82	4	15	6	5	18	238
岩手	58	11	11	4		7		11	168	79	7	13	7	11	51	270
宮城	228	6	7	10	1	11	1	20	292	152	7	46	21	17	49	576
秋田	68	2	9			1		32	112	59	3	7	5	3	35	224
山形	122	4	5	5		1		32	130	84	3	6	8	6	23	299
福島	234	6	10	2		4		35	117	46	7	10	5	6	43	408
茨城	243	14	16	9		7		8	179	89	10	6	7	4	63	476
栃木	77	12	16	4	1	6		7	207	128	4	13	9	11	42	330
群馬	110	2	12		4			43	300	161	4	30	36	25	44	471
埼玉	70	26	29	21	4	47		37	739	398	18	79	57	40	147	973
千葉	61	20	59	65	14	115	1	21	1,096	532	22	196	111	60	175	1,452
東京	221	28	104	72	36	47	1	67	1,678	865	33	198	120	73	389	2,254
神奈川	246	17	53	41	15	81	1	74	1,057	602	28	100	56	50	221	1,585
新潟	285	11	15	6	4	5		126	289	158	11	10	11	7	92	741
富山	135	2						63	84	35	6	7	5	7	24	284
石川	43	3	3	4		1		18	82	44	7	2	3	1	25	154
福井	115	1	7	2				70	86	48	4	5		1	28	281
山梨	50	1	3	5		1		25	63	39	5	5	3	2	9	148
長野	186	7	12	23	1	16		121	348	183	10	37	27	20	71	714
岐阜	318	11	9	4	1	6		124	191	117	5	13	5	6	45	664
静岡	132	17	34	11	2	13		63	451	231	11	40	26	24	119	723
愛知	185	18	26	7	3	2		50	1,024	582	24	57	112	71	178	1,315
三重	34	4	2	7		2	1	81	119	51	7	7	5	2	47	250
滋賀	68	4	22	31	20	69		61	401	179	7	67	48	17	83	676
京都	191	9	18	15	8	34	2	224	482	213	16	59	28	19	147	983
大阪	335	31	44	29	15	37		117	1,990	931	47	243	256	118	395	2,598
兵庫	512	17	29	34	6	54		197	837	464	19	93	45	38	178	1,686
奈良	109	3		1				70	141	76	20	7	8	2	28	324
和歌山	75		3	3				71	165	70	2	7	18	11	57	317
鳥取	26	1		2		1		14	41	17	4	2		1	17	85
島根	66	1	3	1		1		63	40	14	2	7		1	16	175
岡山	635	7	11	7	2	1		81	253	124	6	19	7	7	90	997
広島	440	16	35	21	2	29		177	699	360	19	93	37	22	168	1,419
山口	214	8	3	1		2		61	232	116	1	18	18	8	71	521
徳島	105	5	1	1				342	74	39		5	5	6	19	528
香川	76	3	8	13		2		85	134	68	4	5	4	4	49	321
愛媛	280	18	23	20	1	9	1	831	386	226	12	34	21	11	82	1,569
高知	213	9	9	7	2	24		992	180	95	3	32	10	11	29	1,436
福岡	466	15	17	2		2		72	533	267	10	61	33	16	146	1,107
佐賀	67	4	2	2		3		26	66	34	3	5	4	3	17	170
長崎	662	2	1					39	109	46	5	10	4		44	813
熊本	111	5	3	1		5		244	124	62		16	14	5	27	493
大分	391	6	7	8	6	6		517	188	104	3	24	15	3	39	1,129
宮崎	91	3	3	1	1			409	85	46	2	8	3	4	22	593
鹿児島	161	10	9	10		6		240	186	117	3	11	8	2	45	622
沖縄	25			1		5		23	115	47	8	12	9	11	28	169
合計	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等

2008年度

2008. 4. 1 基発第0401009号「当面の労働時間対策の具体的推進について」●
2008. 4. 1 基発第0401010号「平成20年度労働時間等設定改善時業等の実施について」●
2008. 4. 1 基発第0401011号「労働時間等設定改善対策の推進について」
2008. 4. 1 基発第0401014号「労働時間等設定改善指針の改正について」●
2008. 4. 1 基勤企発第0401001号「労働時間等設定改善関係事業等の運用について」
2008. 4. 1 基勤発第0401001号「賃金・退職金制度改善指導業務の推進に当たって留意すべき事項について」
2008. 4. 1 基勤勤発第0401001号「賃金・退職金制度改善指導業務の推進に係る留意事項について」
2008. 4. 1 基発第0401023号「労働時間等設定改善指針の改正について」●
2008. 4. 1 基発第0401024・25号「『登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について』の改正について」※
2008. 4. 1 基安安発第0401005号「『登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について』の一部改正について」※
2008. 4. 1 基発第0401026～29号「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」※
2008. 4. 1 基発第0401030号「ウイルス性肝炎に関する労働者への配慮に係る協力依頼への対応について」
2008. 4. 1 基発第0401031号「賃金・退職金制度改善指導業務の推進について」
2008. 4. 1 基発第0401039号「『中小企業労働時間適正化促進助成金の実施について』の一部改正について」
2008. 4. 1 基発第0401041号「『労災就学援護費の支給について』及び『労災就労保育援護費制度の新設等について』の一部改正について」●
2008. 4. 1 基発第0401042号「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令』の施行について」
2008. 4. 1 基発第0401043号「『労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令』の施行について」
2008. 4. 1 基発第0401044号「労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金システム)の一部改正について」●
2008. 4. 1 基発第0401045号「二次健康診断等給付の見直しについて」★
2008. 4. 1 基発第0401047号「二次健康診断等給付システムに関する機械処理事務の一部変更について」●
2008. 4. 1 基監発第0401001号「管理監督者の範囲の適正化について」★
2008. 4. 1 基安安発第0401001・2号「ボイラー等の開放検査周期認定要領に係る留意事項について」※
2008. 4. 1 基安安発第0401003・4号「ボイラー等の開放検査周期認定要領に関する質疑応答について」※
2008. 4. 1 基安安発第0401006号「ボイラー等の開放検査周期認定要領に係る留意事項等の一部改正について」
2008. 4. 1 基労補発第0401001・2号「社会復帰促進等事業におけるアフターケア制度及び義肢等補装具支給制度の改正に係る周知用リーフレットの配布について」
2008. 4. 3 基発第0403001・2号「交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について」◎

2008年度 労働基準行政関係通達

- ※
2008. 4. 3 基安安発第0403001号「交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について」※
2008. 4. 4 基発第0404002号「『計画の届出に係る審査等について』の改正等について」
2008. 4. 7 職業病認定対策室長事務連絡「『石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表』の公表後の石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求状況について」★
2008. 4. 7 基発第0407001・2号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その67)」※
2008. 4. 10 労災保険審理室長事務連絡「当面の訴訟追行に当たって留意すべき事項について」★
2008. 4. 14 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「時効を理由として不支給決定した石綿による保険給付の請求事案について」★
2008. 4. 15 基発第0415002・3号「型わく支保工用のパイプサポート等の規格第6条の規定に基づく適用除外について(その22)」※
2008. 4. 17 基安安発第0417001号・基安化発第0417001号「工業標準『化学防護服—防護服の液体化学物質に対する耐浸透性試験方法 他4件』の制定に係る公示について」※
2008. 4. 18 補償課長補佐(業務担当)他事務連絡「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について」★
2008. 4. 21 基発第0421003号「『労災療養援護金支給要綱』の一部改正について」★
2008. 4. 22 基発第0422005号「平成20年度全国安全週間の実施について」※
2008. 4. 23 基安労発第0423001号「熱中症による死亡災害発生状況(平成19年度)について」※
2008. 4. 24 基安安発第0424001号・基安化発第0424001号「安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その1)等の取扱いについて」★
2008. 4. 24 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成20年度中央労災補償業務観察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★
2008. 4. 24 基安労発第0424003号「労働基準局報告例規の取扱いについて」
2008. 4. 25 基発第0425002～11号「最低賃金法の一部を改正する法律の周知広報について(協力依頼)」
2008. 4. 25 基勤発第0425001号「最低賃金法の一部を改正する法律の周知広報の実施に当たって留意すべき事項」
2008. 4. 28 基安発第0428001・2号「適用除外製品等の非石綿製品への代替化等の促進等について」◎
2008. 4. 28 「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」◎
2008. 4. 30 基発第0430001・2号「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令等の施行について」
2008. 4. 30 基発第0430003・4号「『登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税について』及び『検査業者及び作業環境測定士の登録に対する登録免許税の課税について』並びに『労働基準局報告例規の一部改正』について」
2008. 4. 30 基安安発第0430001号・基安計発第0430001号・基安労発第0430001号「『登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について』の一部改正について」
2008. 5. 7 基安労発第0507001号「日本工業規格『T8141 遮光保護具』の確認に係る公示について」
2008. 5. 8 基労保発第0508001号「平成20年6月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」●
2008. 5. 8 基労保発第0508002号「平成20年度における労災就学等援護費支給対象者の定期報告に係る機械処理事務等について」●
2008. 5. 9 基労保発第0509001号「次期労働基準行政情報システム及び次期労災行政情報管理システムの概要について」★
2008. 5. 12 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正について」★
2008. 5. 15 基安化発第0515001・2号「平成19年度

- 石綿含有シール材の取り外し及び非石綿シール材の取扱いマニュアルの周知について」☆
2008. 5. 16 基安安発第0516001号・2「ボイラー等の開放検査周期認定要領における停止時検査の取扱いについて」
2008. 5. 19 基発第0519003・4号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その48)」※
2008. 5. 21 基安安発第0521001号「ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く。)並びに砒素及びその化合物(三酸化砒素、アルシン及びガジウム砒素を除く。)に係る労働安全衛生関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について(依頼)」
2008. 5. 22 「平成19年における死亡災害・重大災害発生状況等」◎
2008. 5. 22 基労保発第0522001号「『労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金システム)の一部改正について』に伴う機械処理事務の留意点について」●
2008. 5. 22 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「主要陳情のデータベース化について」★
2008. 5. 23 「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況(平成19年度)について」◎
2008. 5. 27 基安化発第0527001号「平成20年度化学物質対策関係委託事業の推進について」☆
2008. 5. 29 基安安発第0529001号「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検等の実施について」★
2008. 5. 29 基安安発第0529001号「派遣労働者の労働災害防止対策に係る自主点検等の実施に当たって留意すべき事項について」★
2008. 5. 30 「6月の外国人労働者問題啓発月間の実施について」◎
2008. 5. 30 基発第0530001号「平成20年度外国人労働者問題啓発月間について」☆
2008. 5. 30 基発第0530002号「平成20年度『外国人労働者問題啓発月間』実施に対する協力依頼について」☆
2008. 5. 30 基監発第0530001号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆
2008. 5. 30 基監発第0530002号「平成20年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2008. 5. 30 「地方労働局から送付された審査請求書等の所在不明について」◎
2008. 5. 30 基安安発第0530001号「エックス線写真等の個人情報を含む書類の送付に係る留意事項について」☆
2008. 5. 30 基発第0530003号「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」●※
2008. 5. 30 基安安発第0530002号「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」
2008. 5. 30 基労補発第0530001・2号「社会復帰促進等事業における義肢等補装具支給制度に係るパンフレット等の配布について」
2008. 6. 1 基発第0601001号「最低賃金法第6条の現物給与等の適正評価基準及び同法第8条の最低賃金の適用除外の許可基準について』の一部改正について」
2008. 6. 6 基安安発第0606001号「製造業における請負の状況等の把握について」★
2008. 6. 6 基安安発第0606002号「平成20年度交通労働災害防止に関する指導実施事業の円滑な実施について」
2008. 6. 6 基安安発第0606003号「平成20年度交通労働災害防止に関する指導実施事業について」
2008. 6. 11 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の成立について」★
2008. 6. 12 基監発第0612001号「原子力施設の定期検査工事における年少者の放射線業務への就業に関する緊急点検の実施等について」★
2008. 6. 12 「『石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求・補償状況(平成17年度)について』及び『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成18年度)』の訂正について」◎
2008. 6. 12 「『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について』の訂正について」◎
2008. 6. 12 「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成19年度)」◎
2008. 6. 12 「特別遺族給付金に係る性別・疾病別・死亡年別一覧(平成18年度～19年度)について」◎
2008. 6. 12 「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表(追加)について」◎

2008年度 労働基準行政関係通達

2008. 6. 16 基監発第0616001号・基安計発第0616001号・基安労発第0616001号「平成20年岩手・宮城内陸地震の被災地域における監督指導業務等の当面の運営について」
2008. 6. 16 基安安発第0616001号・基安労発第0616001号・基安化発第0616001号「平成20年岩手・宮城内陸地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」※
2008. 6. 17 基発第0617001号「最低賃金の履行確保に係る全国一斉監督の実施について」
2008. 6. 17 基勤勤発第0617001号「日本標準産業分類の改訂に伴う産業別最低賃金の取扱いについて」
2008. 6. 18 基安発第0618001号「労働安全衛生法施行令の一部改正に関するWTO事務局への通報について(依頼)」
2008. 6. 18 職業病認定対策室長事務連絡「石綿による疾病の労災保険給付及び特別遺族給付金の決定に係る事業場調査における留意事項について」
2008. 6. 19 基安安発第0606001～3号「スライディング積層足場の落下事故を防止するための当面の措置について」●※
2008. 6. 19 基安労発第0606001～5号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」※
2008. 6. 20 基発第0620004・5号「平成20年度岩手・宮城内陸地震に伴う未払賃金立替払事業の運営について」
2008. 6. 23 基安労発第0623001号「ずい道建設工事における指導等実施状況の報告について」☆
2008. 6. 24 基発第0624004・5号「小規模事業場産業保健活動支援促進事業の見直しについて」●※
2008. 6. 24 労災管理課長補佐(企画担当)他事務連絡「平成19年度石綿ばく露作業にかかる認定事業場の公表に関する作業、既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業及び死亡統計に関する作業について(その1)」★
2008. 6. 25 「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等について」◎
2008. 6. 25 基発第0625001号「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等について」★
2008. 6. 25 基監発第0625001号「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等に係る留意事項について」★
2008. 6. 25 基発第0625002号「『いわゆる『労働協同組合』に関する調査』について」★
2008. 6. 25 基発第0625009・10号「今後における賃金不払事件の司法処理上の取扱いについて」★
2008. 6. 25 基発第06250011号「派遣労働者に対する最低賃金の履行確保について」★
2008. 6. 25 基監発第0625002号「『労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領について』の一部改正について」★
2008. 6. 25 基監発第0625003号「『労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領』の一部改正について」★
2008. 6. 25 基監発第0625004号「最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う監督指導時の措置について」
2008. 6. 25 基労補発第0625001号「『労災診療費算定マニュアル』の送付について」★
2008. 6. 27 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が実施する『石綿健康被害救済法の特別遺族弔意金等に係る周知事業』について(情報提供)」★
2008. 6. 30 基労補発第0630001号「エックス線写真等の個人情報を含む医学的資料の送付に関する留意事項について」★
2008. 7. 1 基発第0701001号「最低賃金法の一部を改正する法律の施行について」
2008. 7. 1 基発第0701002号「最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例許可の事務の分担について」
2008. 7. 1 基監発第0701001号「最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改正について」
2008. 7. 1 基監発第0701002号「最低賃金法の一部改正する法律施行に伴う関係通達の改正について」
2008. 7. 1 基勤勤発第0701001号「最低賃金法第7条の減額の特例許可新制に係る局署の事務の取扱いについて」
2008. 7. 1 基勤勤発第0701002号「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアルの作

成について」

2008. 7. 1 基安労発第0701001号「酸素欠乏症等の労働災害発生状況の分析について」☆

2008. 7. 1 基発第0701008～11号「『診療費請求内訳書』（レセプト）様式の一部改正について」★

2008. 7. 3 基監発第0701003号「平成20年10月から適用される社内預金の下限利率について」

2008. 7. 7 基発第0707001～3号「平成20年度（第59回）全国労働衛生週間の実施について」

2008. 7. 8 「平成20年度全国労働衛生週間実施要綱決定」◎

2008. 7. 8 基監発第0708001号「労働時間管理の適正化の進捗状況の把握について」★

2008. 7. 9 労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡「費用徴収について」★

2008. 7. 10 基発第0710003号「『行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について』の一部改正について」★

2008. 7. 10 基発第0710004号「労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について」☆

2008. 7. 11 基監発第0711001号「タクシー事業に係る特定特別監視地域の指定に伴う地方運輸機関との合同監督・監査について」★

2008. 7. 14 労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡「費用徴収に係る調査事務の追加について」★

2008. 7. 17 基発第0717002号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第78条の規定に基づく適用除外について（その3）」※

2008. 7. 17 基安化発第0717001・2号「ホテルにおける硫化水素ガスによる労働災害防止について」※

2008. 7. 17 基安化発第0717003・4号「建材中の石綿含有率の分析法等に係る留意事項について」●※

2008. 7. 17 基労補発第0717001号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★

2008. 7. 17 職業病認定対策質長事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」★

2008. 7. 18 基安発第0718001号「化学物質等の危険有害性等の表示等に関する労働安全衛生法関連告示の見直しに関するWTO事

務局への通報について（依頼）」

2008. 7. 22 労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡「年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限の変更案について（意見照会）」★

2008. 7. 23 基安安発第0723001～6号「コンクリートポンプ車による労働災害の防止について」※

2008. 7. 24 基労保発第0724001号「『スライド率等の改定等による変更決定通知書』及び『年金額等変更リスト』に係る事務処理について」●

2008. 7. 24 労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」★

2008. 7. 24 労災管理課長補佐（企画担当）他事務連絡「平成19年度石綿曝露作業にかかる認定事業場の公表に関する作業、既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業及び死亡統計に関する作業について（その2）」★

2008. 7. 24 基監発第0724001号・基安計発第0724001号「岩手県沿岸北部を震源とする地震の被災地域における監督指導業務等の当面の運営について」

2008. 7. 28 基発第0728001号「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの改訂について」☆

2008. 7. 28 基発第0728002号「『情報通信機器を活用した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2の適用について』の一部改正について」☆

2008. 7. 29 基勤企発第0729001号「職場意識改善助成金の運用について」☆

2008. 7. 29 基発第0729002号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」★

2008. 7. 29 基労補発第0729001～3号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」★

2008. 7. 29 「『『有期契約労働者の雇用管理の改善に関する研究会報告書及びガイドライン』の取りまとめについて」◎

2008. 7. 29 基発第0729007号他「有期契約労働者の雇用管理の改善促進に向けた取組について」◎

2008. 7. 30 基発第0730002号「地方じん肺診査医、

2008年度 労働基準行政関係通達

- 労働衛生医及び粉じん対策指導委員の任命について」☆
2008. 7. 31 基発第0731003・4号「塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に生じた肺がんの業務上外について(回答)」★
2008. 8. 1 職業病認定対策室長事務連絡「振動障害の業務上外認定に係る事務処理の適正な実施について」★
2008. 8. 1 労災管理課長補佐(企画担当)他事務連絡「石綿曝露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」★
2008. 8. 5 基安安発第0805001・2号「局地的な大雨等による河川・下水道管内等における労働災害の防止について」●※
2008. 8. 6 「中央最低賃金審議会の答申『平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について』」◎
2008. 8. 8 基発第0808002・3号「チタン製造事業場に対する電離放射線障害防止のための監督指導等について」☆
2008. 8. 8 基発第0808007号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2008. 8. 20 「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等について」◎
2008. 8. 20 「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等について」◎
2008. 8. 20 基発第0820001号「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等について」★
2008. 8. 20 基監発第0820001号「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等に係る留意事項について」★
2008. 8. 27 基発第0827001号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」★
2008. 8. 27 基労補発第0827001号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」★
2008. 8. 27 基労補発第0827002～4号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」★
2008. 8. 27 基発第0827002・3号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
2008. 8. 27 基発第0827004号「『司法警察職員捜査書類基本書式例』の一部改正について」★
2008. 8. 27 基発第0827005号「『身体拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録について』の一部改正について」★
2008. 8. 27 基監発第0827001号「取調べの適正を確保するための逮捕・拘留中の被疑者と弁護士等との間の接見に対する一層の配慮について」★
2008. 8. 29 基安安発第0829001号「温泉掘削等のボーリング作業等における可燃性天然ガスによる爆発・火災災害の防止について」●※
2008. 9. 1 基労保発第0901001号「平成20年10月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」●
2008. 9. 1 主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務観察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2008. 9. 2 基労管発第0902001号「労災報告の適正化に関する地方懇談会の開催に当たっての留意事項について」★
2008. 9. 3 基発第0903001～3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※
2008. 9. 3 基安化発第0903001・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」※
2008. 9. 3 基労補発第0903001号「長期療養者の適正給付に係る療養経過の一覧表作成等の依頼について」★
2008. 9. 5 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限の変更に関する検討結果について」★
2008. 9. 8 「『石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令』について」◎
2008. 9. 8 基発第0908001号「『経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定』に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」☆
2008. 9. 9 「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」◎
2008. 9. 9 基発第0909001号「多店舗展開する小

- 売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」◎☆
2008. 9. 9 基発第0909002・3号「店舗における管理監督者の範囲について(要請)及び多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための指導等について」★
2008. 9. 9 基監発第0909001号「多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化に係る監督指導時の措置に当たって留意すべき事項について」★
2008. 9. 12 「平成20年度地域別最低賃金改正の答申状況」◎
2008. 9. 12 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「石棉による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について」★
2008. 9. 12 職業病認定対策室長補佐事務連絡「精神障害に係るストレスと発病時期等に関する調査について」★
2008. 9. 16 基労保発第0916001号「労災年金の併給調整に係る『厚年情報照合リスト』の活用について」●
2008. 9. 19 「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書について」◎
2008. 9. 19 基安発第0919001・2号「建築物の解体等作業における石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について」
2008. 9. 22 「平成20年度 労働保険適用促進月間の実施について」◎
2008. 9. 22 基安安発第0922001号「クレーン等安全規則第154条に規定する定期自主検査について」●※
2008. 9. 22 基安安発第0922002～4号「送電鉄塔工事における安全確保について」●※
2008. 9. 25 基発第0925001～3号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び電気機械器具防爆構造規格及び昭和47年労働省告示第77号の一部を改正する告示の適用について」※
2008. 9. 25 基発第0925004～6号「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行について」※
2008. 9. 25 基発第0925007・8号「防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定方法等の改正について」※
2008. 9. 25 基安労発第09251001号「長時間労働者に対する面接指導制度の周知について」
- ※
2008. 9. 25 基労保発第09251003号「労働基準監督署の再編整理及び管轄区域の変更に伴う労働保険番号の変更処理及びその取扱いについて」●
2008. 9. 25 基労保発第09251004号「公共職業安定所の再編整理及び管轄区域変更に伴う労働保険番号の変更処理及びその取扱いについて」●
2008. 9. 25 職業病認定対策室長事務連絡「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針における業務による出来事の心理的負荷の強度の修正等について」●
2008. 9. 26 基発第0926004号「『清掃業等におけるダイオキシン類の労働者へのばく露実態の把握事業』の検討結果の公表について」☆
2008. 9. 26 補償課長補佐(業務担当)他事務連絡「平成19年度石綿曝露作業に係る認定事業場の公表及び既公表事業場の所在地情報の公表に係る建設業の所在地情報について」★
2008. 9. 29 基発第0929002・3号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
- ※
2008. 9. 29 基発第0929005号「『厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等』の一部改正について」★
2008. 9. 29 基監発第0929001号「平成20年度『労働時間適正化キャンペーン』における重点監督の実施について」★
2008. 9. 29 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「第三者行為災害による求償(以下「第三者求償」という。)状況について」★
2008. 10. 1 基発第1001003号「『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について』の一部改正について」★
2008. 10. 1 基発第1001004号「免許管理業務の集中化等について」
2008. 10. 1 基労管発第0902001号「『健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて』の一部改正について」★
2008. 10. 1 基労保発第1001001号「次期労働基準行政情報システム及び次期労災行政情報管理システムの稼働について」★
2008. 10. 1 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「全国健康保険協会各都道府県支部か

2008年度 労働基準行政関係通達

- らの健康保険被保険者情報の受領について」★
- 2008.10.2 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「アフターケア規程集の一部変更について」★
- 2008.10.3 基監発第1003001号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための周知等に当たって留意すべき事項について」☆
- 2008.10.3 基監発第1003002号「『多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について』に関するQ&Aの送付について」★
- 2008.10.8 基発第1008004～15号「平成20年度最低賃金周知広報の実施について」
- 2008.10.8 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「全国健康保険協会各都道府県支部からの健康保険被保険者情報の受領について」★
- 2008.10.10 基発第1010002・3号「電離放射線業務に従事した労働者に発症した『悪性リンパ腫』に係る業務上外の認定について(回答)」★
- 2008.10.10 基安安発第1010001・2号「局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害の防止について」●※
- 2008.10.16 基発第1016005号「厚生労働省文書管理規程第2条第2項に規定する厚生労働省組織規則の規定により本省に置かれる室であって大臣官房総務課が定めるものについて」の一部改正について」★
- 2008.10.16 基安化発第1016001・2号「非常用発電機用に設置されている燃料貯蔵タンクに係る労働安全衛生法の適用について」●※
- 2008.10.17 労災管理課長補佐(企画担当)他事務連絡「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況の報告について」★
- 2008.10.20 基安安発第1020001号「日本工業企画『JIS B8265 圧力容器の構造一般事項』等の改正について(公示)」
- 2008.10.21 基安安発第1021001号「工業標準 斜面・法面工事用仮設設備の制定について」
- 2008.10.21 基労管発第0921001号「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る周知広報について」★
- 2008.10.22 基発第1022004号「質問を發した事案について(回答)」☆
- 2008.10.23 基勤企発第1023001号「労働時間設定改善コンサルタントの業務実施について」☆
- 2008.10.24 「『労働時間適正化キャンペーン』の実施について」◎
- 2008.10.24 「監督指導による賃金不払残業の是正結果」◎
- 2008.10.29 基監発第1029001号「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等の実施期間について」★
- 2008.10.30 基発第1030001号「『移送費の取扱いについて』の一部改正について」☆
- 2008.10.30 基労補発第1030001号「移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について」☆
- 2008.10.30 基労補発第1030002号「『移送の取扱いについて』の一部改正に伴う周知について(依頼)」
- 2008.10.30 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「『移送の取扱いについて』の一部改正に伴う周知について」
- 2008.10.31 「『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成19年度)』の訂正について」◎
- 2008.10.31 「平成19年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について」◎
- 2008.11.1 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成20年度中央労災補償業務観察及び中央労働保険適用徴収業務監察について」★
- 2008.11.7 基発第1107002号「厚生労働省文書管理規定の一部を改正する訓令の施行について」★
- 2008.11.14 職業病認定対策室長事務連絡「業務上疾病の認定に係る復命書の写しの送付について」★
- 2008.11.18 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「『労災かくし』に関する相談窓口について」★
- 2008.11.19 基安安発第0919001・2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等障害予防規則等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」●※
- 2008.11.20 基発第1120002号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適

- 用について」●※
2008. 11. 20 基安発第0920001号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」●
2008. 11. 25 基安発第0925002号「平成21年度有害物ばく露作業報告対象化学物質について」
2008. 11. 25 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「改正『石綿による健康被害の救済に関する法律』の施行に伴う特別遺族給付金の個別請求勸奨の実施について」★
2008. 11. 25 基安安発第1125001～4号「コンクリートポンプ車による労働災害の防止について」●※
2008. 11. 26 「ヒトに対する有害性が明らかでない化学物質に対する労働者ばく露の予防的対策に関する検討会(ナノマテリアルについて)報告書について」◎
2008. 11. 26 基発第1126001号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」●※
2008. 11. 26 基発第1126002号「石綿等の全面禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正等について」☆
2008. 11. 26 基発第1126003号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」●
2008. 11. 26 職業病認定対策室長事務連絡「『業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)』の送付について」
2008. 11. 27 「『労働時間相談ダイヤル』(11月22日)における相談受理結果」◎
2008. 11. 27 基発第1127006号「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」★
2008. 11. 27 基監発第1127001号「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」★
2008. 11. 27 基発第1127007号「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行(「特別遺族給付金」の支給関係)について(伺い)」★
2008. 11. 28 基発第1128001号「安全管理士及び衛生管理士に係る選任協議について(回答)」
2008. 11. 28 基発第1128002号「衛生管理士に係る資格認定申請及び選任協議について(回答)」
2008. 12. 1 基発第1201001号「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」★
2008. 12. 1 基発第1201002号「『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要綱』の一部改正について」●
2008. 12. 1 基労保第1201001号「『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要綱』の一部改正に伴う機械処理事務の留意点について」●
2008. 12. 2 「下請事業者の保護のための公正取引委員会・経済産業省への通報制度の創設について」◎
2008. 12. 2 基発第1202001号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等について」◎★
2008. 12. 2 基監発第1202001号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」★
2008. 12. 4 主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務観察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2008. 12. 5 基安化発第1205001・2号「特定化学物質等障害予防規則第38条の14(燻蒸作業に係る措置)へのホルムアルデヒドの追加等について」●
2008. 12. 8 基発第1208002・3号「改正石綿救済法等の周知について」★
2008. 12. 8 基労補発第1208001号「労災保険指定医療機関の申請に係る積極的勸奨について」★
2008. 12. 9 「現下の雇用労働情勢を踏まえた取組みについて」◎
2008. 12. 9 基発第1209001号・地発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」◎
2008. 12. 9 基発第1209002号「『厳しい経済情勢下での労務管理のポイント』について」
2008. 12. 9 基監発第1209001号「経済情勢の悪化

2008年度 労働基準行政関係通達

- を踏まえた適切な行政運営に当たって留意すべき事項について」
2008. 12. 9 基監発第1209002号『「有形労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に係る助言・指導等の一層の徹底について」★
2008. 12. 9 基安発第1209001号「航空障害灯を設置しないことについて」☆
2008. 12. 10 「労働者派遣契約の中解除等への対応について」◎
2008. 12. 10 基発第1210009号「労働者派遣契約の中解除等への対応について」◎☆
2008. 12. 10 基勤企発第1210001号「労働時間等設定改善実施体制の整備に関する周知啓発の実施について」
2008. 12. 11 基監発第1211001号「労働者派遣契約の中途解除等への対応に係る具体的な取扱について」★
2008. 12. 12 基発第1212001・2号「労働基準法の一部を改正する法律について」※
2008. 12. 15 基労補発第1215001号「休業補償特別援護金の支払状況に係る報告の廃止について」★
2008. 12. 17 「平成17年7月、8月、平成20年3月、6月及び10月公表の『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表』の訂正について」◎
2008. 12. 17 「『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について』の訂正について」◎
2008. 12. 17 「『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成18年度)』及び『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成19年度)』の訂正について」◎
2008. 12. 17 「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表への所在地情報の追加等について」◎
2008. 12. 17 基監発第1217001号「大量整理解雇事案に対する情報収集等について」★
2008. 12. 17 基安発第1217001号「石綿曝露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」★
2008. 12. 19 基監発第1219001号「労働基準監督署における年末の開庁による相談対応について」★
2008. 12. 24 基発第1224001号『「未払賃金の立替払事業の運営について」の一部改正について」★
2008. 12. 24 基発第1224003号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2008. 12. 18 「約1万9千の事業場に対し地域別最低賃金に係る監督指導実施」◎
2008. 12. 19 「ハローワークにおける年末緊急職業相談及び労働基準監督署における年末緊急労働条件特別相談を実施します」◎
2008. 12. 25 基発第1225002号「株式会社グッドウィルの事業廃止に伴う派遣労働者等への支援等の実施期間について」★
2008. 12. 25 基安労発第12251001～4号「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」●
2008. 12. 25 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「アフターケア等の事務処理の適正な実施等について」★
2008. 12. 26 基監発第1226001号「外国人労働者等に係る当面の機動的な対応について」☆
2008. 12. 26 基監発第1226002号「本年度末における最低賃金の履行確保に係る主眼監督の実施等について」★
2009. 1. 7 基発第0107005号「指定統計調査の調査票の使用結果の提出について」☆
2009. 1. 8 基監発第0108001号「平成21年4月から適用される社内預金の下限利率について」
2009. 1. 19 基監発第0119001号『「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について』一部改正について」★
2009. 1. 20 基勤勤発第0120001号「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアルの一部改正について」★
2009. 1. 20 基勤勤発第0120002号「最低賃金法第7条の減額の特例許可申請に係る局署の事務取扱いの一部改正について」★
2009. 1. 20 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「中皮腫の診療のための通院費の支給に当たって留意すべき事項について」☆
2009. 1. 21 基監発第0121001号「経済情勢の悪化による技能実習生の解雇等への対応について」☆
2009. 1. 22 基労保発第0122001号「次期労働基準行政情報システム及び次期労災行政情報管理システムの稼働時期並びに移行作業期間中の現行システム停止について」★
2009. 1. 26 基安発第0126001・2号「造船業における労働災害防止対策の徹底について」●※

2009. 1. 27 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「労災就学等援護費の支給漏れ等に係る調査について」★
2009. 1. 27 基監発第0127001号「平成20年度中央労働基準監察結果の概要について」★
2009. 1. 28 基発第0128002号「快適職場形成促進事業の実施について」☆
2009. 1. 28 基発第0128003号「『小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱』等の改正について」☆
2009. 1. 29 基発第0129005号「『健康管理手帳交付等関係事務取扱要領』の策定について』の一部改正について」●※
2009. 1. 30 基発第0130005号「地方じん肺診査医及び粉じん対策指導委員の任命について」☆
2009. 1. 30 補償課長補佐(業務担当)他事務連絡「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について(報告様式の変更)」★
2009. 1. 30 地発第0130005号・基監発第0130001号・基安発第0130001号・職総発第0130001号「現下の経済情勢を踏まえた緊急の自殺予防対策について」●※
2009. 2. 5 基発第0205002号「平成20年度中央労災補償業務監察実施結果について」
2009. 2. 5 基発第0205003号「平成20年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」★
2009. 2. 6 総発第0206001号「行政手続法に基づく意見公募手続(パブリックコメント)結果の公示等の徹底について」●☆
2009. 2. 12 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「年度末に向けた義肢等補装具に係る適正な事務処理の徹底について」★
2009. 2. 16 基発第0216001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2009. 2. 16 基発第0216004号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等について」★
2009. 2. 16 基監発第0216001号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」★
2009. 2. 17 基監発第0217001号「当面の多店舗展開する小売業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための監督指導における措置等について」★
2009. 2. 18 基発第0218001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」●
2009. 2. 18 基発第0218002号「石綿障害予防規則及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程の改正について」☆
2009. 2. 18 基発第0218003号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の周知について」●
2009. 2. 19 基勤企発第0219001号「労働時間設定改善コンサルタントの業務実施について」
2009. 2. 20 基労補発第0220001号「労災診療費に係る重点審査について」★
2009. 2. 20 労災管理課法規係長事務連絡「振り込め詐欺撲滅のための取組に係る協力依頼について」★
2009. 2. 23 基安安発第0230001号「日本工業規格『JIS T8125-2 手持ちチェーンソー使用者のための防護服』等の制定(公示)について」
2009. 2. 23 基安安発第0230002号「標準仕様書『T S B62046 機械系の安全性一人を検出する防護設備勧奨しよう基準』の継続について(公示)」
2009. 2. 23 基安化発第0223001号「ジアセチルに関する調査結果等について」
2009. 2. 24 基労発第0224001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2009. 2. 25 基労補発第0225001号「企画等評価結果通知書」★
2009. 2. 27 基発第0227001号「社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令について」●
2009. 2. 27 基発第0227002号「厳しい経済・雇用情勢下における派遣労働者等の労働条件の確保について」★
2009. 2. 27 基発第0227003号「年度更新時期の変更に伴う関係通達の整備等について」☆
2009. 3. 4 基発第0304001・2号「塩化ビニルばく露作業従事労働者に発生した『肝細胞がん』に係る業務上外の認定について(回答)」★
2009. 3. 4 基労補発第0304001号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の業務起因性の判断のための調査様式の改正について」★

2008年度 労働基準行政関係通達

2009. 3. 5 基安化発第0305001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の周知に係る留意点について」●☆
2009. 3. 6 基労発第0306001号「精神障害等の労災補償制度の周知について(依頼)」★
2009. 3. 6 基安化発第0306001号「石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について(一部改正)」★
2009. 3. 9 基発第0309003号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その49)」●
2009. 3. 9 基労補発第0309001号「『医療関係質疑応答集』の送付について」★
2009. 3. 10 基労補発第0310001号「特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正に係るリーフレットの配布について」
2009. 3. 11 基発第0311001号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」●※
2009. 3. 12 基労保発第0312003号「次期労働基準行政情報システム及び次期労災行政情報管理システムの概要について」★
2009. 3. 12 基労発第0312001～6号「石綿による疾病に係る認定基準等の周知について(依頼)」★
2009. 3. 13 基労発第0313001～8号「精神障害等の労災補償制度の周知について(依頼)」★
2009. 3. 13 基労発第0312009・10・18号「石綿による疾病に係る認定基準等の周知について(依頼)」★
2009. 3. 13 基労発第0312011～17号「CD-ROM『石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧』の送付等について(依頼)」★
2009. 3. 16 基発第0316001号「次世代育成支援対策推進法の改正に伴う施行通達の施行及び廃止について」☆
2009. 3. 16 基安発第0316001号「石綿曝露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」★
2009. 3. 16 基労発第0316001号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」
2009. 3. 17 職業病認定対策室長補佐事務連絡「業務上疾病に係る処理経過簿の作成及び審査請求等による原処分取消事案に係る報告について(依頼)」★
2009. 3. 18 基監発第0318001号「本省報告の廃止について」★
2009. 3. 19 基発第0319002号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」★
2009. 3. 19 基安労発第0319001～3号「石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大等に関する周知のためのリーフレットの送付について」
2009. 3. 19 基労補発第0319001号「『特別加入制度のしおり』の送付について」
2009. 3. 19 基労補発第0319002号「『第三者行為災害のしおり』の送付について」
2009. 3. 19 基労補発第0319003号「農業者に係る特別加入制度の周知について」
2009. 3. 23 基発第0323001号「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について(労働基準局関係)」●
2009. 3. 23 基発第0323002号「次世代育成支援対策推進法の改正に伴う施行通達の改正について」☆
2009. 3. 23 基発第0323003号「次世代育成支援対策推進法の改正に伴う通達の施行について」☆
2009. 3. 23 基安労発第0323001号「改訂版『心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』の送付について」☆
2009. 3. 23 基労発第0323001号「特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」★
2009. 3. 23 基労補発第0323001号「特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」★
2009. 3. 24 基安安発第0324001号「日本工業規格『JIS B9705-1 機械類の安全性—表示、マーキング及び操作—第1部:視覚、聴覚及び触覚シグナルの要求事項』等の制定について(公示)」
2009. 3. 24 基安安発第0324002～4号「エレベーター設置工事におけるゴンドラの落下による労働災害防止対策について」
2009. 3. 25 基発第0325007号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」
2009. 3. 25 基安安発第0325001号・基安化発第0325001号「危険性又は有害性等の調査等の

- 実施促進に当たり当面留意すべき事項について」★
2009. 3. 25 基安労発第0325001号「『ニッケル化合物』及び『砒素及びその化合物』に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」●※
2009. 3. 25 基安労発第0325002号「危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に当たり当面留意すべき事項について」☆
2009. 3. 26 基発第0326002・4号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」☆
2009. 3. 26 基発第0326003号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進に当たっての留意事項について」★
2009. 3. 26 基安労発第0326001号・基安化発第0326001・2号「国が実施したがん原性試験の結果がん原性を示す証拠が認められた化学物質による労働者の健康障害防止対策の徹底について」●※
2009. 3. 27 「石綿関連疾患に係る労災請求等の促進に向けた取組について」◎
2009. 3. 27 「国が定める規格を具備していない防じんマスクの流通について」◎
2009. 3. 27 基発第0327001号「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
2009. 3. 27 基発第0327005号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2009. 3. 27 基監発第0327001号「危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に係る対応について」★
2009. 3. 27 基労補発第0327001号「労災診療費に係る点検業務について」★
2009. 3. 27 労災保険徴収課長補佐他事務連絡「特別加入者にかかる給付基礎日額変更期間の改正に当たって留意すべき事項について」
2009. 3. 30 基発第0330003号「職場改善用機器整備事業について」☆
2009. 3. 30 基発第0330006号「厚生労働省における内部職員等からの法律違反に関する通報に対する事務手続に関する訓令の一部改正について」★
2009. 3. 30 基発第0330023号「精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について」★
2009. 3. 30 基発第0330026号「石綿届出等点検指

- 導員の配置について」
2009. 3. 30 基安計発第0330001号・基安化発第0330001号「石綿届出等点検指導員の配置等に関して留意すべき事項について」☆
2009. 3. 30 基発第0330027号「石綿障害防止総合相談員設置要領の一部改正について」☆
2009. 3. 30 基安計発第0330002号・基安化発第0330002号「石綿障害防止総合相談員設置要領の一部改正に当たって留意すべき事項について」☆
2009. 3. 30 基発第0330028号「『労働者災害補償保険の障害年金に係る定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止(あっせん)』について(回答)」★
2009. 3. 30 基発第0330034号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」☆
2009. 3. 30 基発第0330036号「ボイラー及び压力容器安全規則第12条第4項等の規定に基づく厚生労働大臣の指定の基準等について」
2009. 3. 30 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「雇用調整助成金を受給する事業主の下で教育訓練を受ける労働者に係る労災保険給付の取扱いについて」★
2009. 3. 30 基監発第0330001号「新規学校卒用者の入職時期繰上げ等への対応に当たって留意すべき事項について」★
2009. 3. 31 基発第0330001号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行について」●
2009. 3. 31 基発第0330002号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」●
2009. 3. 31 基発第0330004号「雇用保険等の一部を改正する法律の施行に伴う省令等の改正について」☆
2009. 3. 31 基監発第0331002号「平成21年度における企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告について」★
2009. 3. 31 基発第0330010号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」●※
2009. 3. 31 基監発第0331003号「派遣元指針及び派遣先指針の改正等を踏まえた派遣労働

2008年度 労働基準行政関係通達

- 者の労働条件の確保等に係る対応について」★
2009. 3. 31 基発第0331011～13号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」●※
2009. 3. 31 基安化発第0331001号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」☆
2009. 3. 31 基発第0330014号「平成21年度地方労働行政運営方針について」☆
2009. 3. 31 基発第0330015号「『長期家族介護者援護金の支給について』の一部改正について」★
2009. 3. 31 労災管理課長事務連絡「長期家族介護者援護金の支給に係る留意事項について」★
2009. 3. 31 基発第0330024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行について(通達)」☆
2009. 3. 31 基発第0330025号「義肢等補装具支給要綱の改正等について」★
2009. 3. 31 基発補発第0331001号「義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項について」★
2009. 3. 31 基発補発第0331003～5号「義肢等補装具の支給方法等の変更に係る周知用リーフレットの配布について」
2009. 3. 31 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「義肢等補装具の支給方法の変更に伴う事務処理について」★
2009. 3. 31 基発第0330024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行について」●※
2009. 3. 31 基発第0330026号「筋電動義手の研究用支給実施要綱の改正について」★
2009. 3. 31 基発第0330027号「『ボイラー及び圧力容器検査・検定規範』等の一部改正について」
2009. 3. 31 基発第0330038号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」★
2009. 3. 31 基発第0330040号「技能講習等の講師の条件等の改正について」☆
2009. 3. 31 基発第0330040号「相対濃度指示方法による測定機器の較正基準について(通達)」☆
2009. 3. 31 基発第0330047号「地方じん肺診査医及び粉じん対策指導委員の任免について」☆
- ★ 情報開示請求により入手したもの
☆ 「行政サービス」として提供させ入手したもの
※ (財)安全衛生情報センター「法令情報」に掲載されているもの(<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html>)
● 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」に掲載されているもの(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>) 2008年5月20日現在、改正後の元通達は掲載されているものの、改正履歴を確認することができないものは除外している。
◎ 厚生労働省ホームページ「報道発表資料」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/bukyoku/roudou.html>) または「トピックス」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>) に掲載されているもの

全国安全センターでは、会員の皆様のほか、お世話になった皆様や私たちの活動を知っていただきたい方々にも「安全センター情報」をお送りさせていただいております。

お申し出がないままにお送りさせていただきながらまことに恐縮ですが、私たちの活動にご共鳴くださり、賛助会員または購読会員になって応援していただければ幸甚に存じます。会費はいずれも年間1万円(年度単位：4月から翌年3月)。入金先は以下のとおりですが、ご入金には同封の郵便払込用紙をお使いいただければ手数料はかかりません。

中央労働金庫亀戸支店〔(普)7535803〕／郵便払込講座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

読者になっていただければ、個人・団体をご紹介いただければ、見本誌をお届けします。

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 情報公表の促進と活用

厚生労働省は2008年6月12日に、2005・06年度分の石綿曝露作業による労災認定等事業場情報を追加公表、12月17日には事業場所在地情報、死亡年別補償・救済データを公表するに至りました。

私たちがねばり強く要求し続けた成果ですが、厚生労働省は2009年3月27日には、労災請求等には「主治医等の助言に負うところが大きいことから」と、検索機能を付けて公表情報等を収集したCD-ROMを全国約3万7千の労災指定医療機関等に配布して、「石綿関連疾患に係る労災請求等の促進に向けた取組」を開始しました。

2009年度労災補償業務運営留意事項通達では、昨年の石綿健康被害救済法改正で第79条の2として事業所調査・公表等に関する「規定が新たに盛り込まれたところであり、2005年度以来実施してきた『石綿曝露作業による労災認定等事業場一覧表の公表』についても、当分の間継続していくこととしている」としています。

同じく2005年度以来、5～6月に前年度分の「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」を公表してきたのは、2009年度は6月29日に「速報値」の公表だけになってしまいましたが、10月頃に事業場情報等と合わせて「確定値」を公表する予定と伝えられ、一応、既公表情報の公表継続の道筋を付けることができたように思われます。

一方で、昨年度環境省・環境再生保全機構が自治体の協力を得て実施した、各地の保健所に

保存されている死亡小票を活用した特別遺族弔意金等の個別周知事業に関しては、厚生労働省と協力し、特別遺族弔意金だけでなく労災補償・時効救済を合わせて正しく情報を周知するよう要求したにもかかわらず、厚生労働省は2008年6月27日付け補償課長補佐名で「情報提供」と題した事務連絡を発しただけのようです。

2008年12月17日の厚生労働省の情報公表を受けて私たちは、1995～2007年の13年間の死亡者数に対する補償・救済率を独自に計算し、中皮腫について44.4%（年別で18.2%～68.7%）、肺がんについて7.4%（2.4%～15.0%）という数字が関係者の間に浸透しつつありますが、厚生労働省や環境省にも今後の対策検討の基礎として公式に認めせる（彼らの責任で検証もさせる）必要があります。

また、前年度労災補償状況の翌年6月頃公表が以前から継続されている「脳・心臓疾患及び精神障害等」についても、「石綿による健康被害」についての情報公表が行われるようになってから、2006年度分以降都道府県別の認定・請求件数、2007年度分以降「1か月平均の時間外労働時間数別認定件数」、2008年度分では「審査請求事案の取消決定等による支給決定状況」が、新たに公表されるようになっていきます。

毎年の厚生労働省交渉で注文を付け続けてきた労働保険審査会も、2001～2007年度分の「裁決事案一覧」、「主な裁決例」等を公表するようになり（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/roudou/>）、法令等データベース（<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>）への関係通達登

載も、労働基準法関係が2007年度67件から本稿執筆時点で80件へ、労災保険法関係が66件から189件へ、安全衛生情報センターまかせ (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/tsutatsu.html>) だった労働安全衛生法関係も267件へと、「改善が図られている」と言って一応よいと思われま

す。もちろん満足できるという状況からはほど遠く、まったく進展のない分野も少なからず残されているわけですが、私たちが切り拓いてきた情報公表の流れをより確実なものにさせていくとともに、公表させた情報の活用を迫っていきたくと考えます。

石綿健康被害救済法に第79条の2を新設させたような、法的裏付けを確保することがきわめて有用であることは言うまでもありません。一方で、じわじわと愛用者が増えつつある、情報公開推進局 (<http://www.joshrc.org/~open/>) のような、独自入手した情報を還元・活用していく地道な取り組みも決して軽視できない影響力を持っています(引き続き情報公開推進局へのご支援をお願いします)。

2. 法・制度等改善の取り組み

昨年度の石綿健康被害救済法改正は、昨年度議案で総括したように、石綿対策全国連絡会議が全面的に担い、全国安全センターのネットワークの強みを最大限に生かすことのできた取り組みでした。

各地域センターではすでに、施行された改正法による被災者・家族の救済に取り組んでいるところですが、これが、法施行から5年以内(2011年3月27日まで)に行われるべきより本格的な見直しを準備するためのものであったことは言うまでもありません。

石綿全国連はすでに2009年3月26日に救済法三周年集会とデモ(1,300名参加)、3月27日に報告・討論集会及び第21回総会(180名参加)を開催し、前述の補償・救済率試算を普及するとともに、見直しに向けた重点課題を提起しました。

また、そこで提起した「アスベスト被害地域住民ネットワーク」構想が実現して、6月17日の環境省・石綿の健康影響に関する検討会に、同検討会が健康リスク調査を行っている6地域(尼崎、泉南、河

内長野、奈良、岐阜羽島、横浜鶴見)団体の代表らが傍聴参加し、翌日国会議員立ち会いのもとで環境省に要請書を提出して交渉、記者会見も行うという、初めての共同行動が取り組まれ、環境省を本気にさせ、国会議員・メディアには環境まかせにはしておけないと気付かせる第一歩となりました。

6月27日に尼崎で開催されたクボタ・ショック四周年集会にも各地団体の代表らが参加すること等としてネットワークが強化されています。

総選挙にあたっては各政党への質問状が取り組まれますが、選挙後が、5年後見直しに向けた正念場となってきます。合わせて、クボタショック後の国のアスベスト対策全体の見直しを迫り、とりわけアスベスト対策基本法の実現をめざすことが重要な課題となります。

昨年、過労死弁護団、日本労働弁護団から相次いで提起された「過労死防止基本法」の制定をめざす取り組みでは特段の進展がありませんでした。中心的関係者の多くが、労働者派遣法見直しの問題等に謀殺されていることなどもありますが、私たちがも有効なイニシアティブを発揮できていません。過労死家族の会等の関心も高いところであり、実現の可能性を追求していきたいと考えます。

「安全センター情報」2008年11月号で、イギリスで2008年4月に発効した「企業殺人罪法(法人過失致死罪法)」を詳しく紹介しましたが、これは日本での企業の安全健康責任に関する議論に役立たいという趣旨からです。

なお、「職場における心理的負荷表の見直しに関する検討会」の作業に関連して、2009年3月1日に精神疾患・いじめ・いやがらせ対策局名で厚生労働省と同検討会に申し入れを行いました(2009年5月号参照)。厚生労働省交渉では、職場のいじめ・嫌がらせ対策として、防止法ないし少なくとも防止ガイドラインを策定するよう提起しています。

3. 職業病と公害の垣根を超えて

アスベスト問題は私たちに、職業病と公害の垣根を超えた取り組みを促してきました。各地域安全

センターでは、労災保険か石綿健康被害救済法かを問わず被災者・家族の相談に応じており、前述の「アスベスト被害地域住民ネットワーク」関係団体とも密接な連携・協力関係を気付いています。

2007年の第16回田尻賞表彰式を契機に、公害被害職業病補償研究会が発足し、様々な補償・救済制度の相互比較を可能にする枠組みづくりを検討してきましたが、水俣病、サリドマイド事件、カネミ油症、大気汚染、アスベスト(労災・公害・時効救済)の補償・救済制度について共通フォーマットによる制度比較レポート集が完成して、2009年5月30日に「シンポジウム—被害者補償・救済の改善を求めて」が開催され、反響を呼びました。シンポジウムの開催には、東京経済大学、日本環境会議、全国公害弁護団連絡会議の協力が得られ、成果は日本環境会議のホームページ上(<http://www.einap.org/jec/>)にも掲載される予定です。今後さらに別事件・制度のレポートを追加するとともに、制度の改善、様々な被害者の取り組みの連携につながっていくことが期待されます。

なお、初代議長を記念した田尻宗昭記念基金の事務局を1991年の設立以来担ってきましたが、2008年11月1日に「鈴木武夫先生を偲ぶ会」を持ち、また、『なにやっぺんだ行動しよう—田尻賞のんびと』(アットワークス)を発行して幕を閉じました。

4. 草の根国際ネットワーク

2009年4月26～28日に香港で開催されたアジア・アスベスト会議(AAC2009)において、アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)が発足しました。5人の共同代表のひとりに村山武彦・早稲田大学教授、コーディネーターに古谷杉郎・事務局長が選出されています。

10年以上に及ぶ全国安全センター、石綿全国連の草の根交流と、より近くでは、2008年8月にインドネシアの韓国から移転した石綿紡織工場の現地と日韓—3国共同チームによる現地調査、2009年3月の日韓チームによる台湾の元石綿鉦山、元石綿紡織工場等の現地調査、裁判や石綿新法問題等を通じて一層緊密になりつつある日韓協力

等々といった具体的な取り組みの積み重ねが実を結んだものと言えます。

インドネシア、中国、インド等でのAAC2009のフォローアップや各国・各地におけるローカル・イニシアティブの促進が企図されており、2009年9月21～23日にカンボジア・プノンペンで開催されるANROAV(労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク)年次会議でもアスベスト・ワークショップが予定されているほか、A-BANコーディネーターの会議ももって最初の数か月の総括と今後の方針についても議論される予定です。

アジア・世界規模での一日も早い禁止の実現を最優先課題としながら、各国において被害者を掘り起こし、エンパワーメントする体制や、安全衛生問題等に取り組む草の根ネットワークの構築をめざしていきたいと考えています。

5. 独自の活動、組織・財政

全国安全センターのネットワーク独自の活動としては、総会、厚生労働省交渉、全国一斉ホットラインが3本柱として確立されてきました。

厚生労働省交渉は、7月29日に4時間弱かけて行われ、9項目ほどが再検討事項とされて、8月21日にあらためて2時間ほどの再交渉が行われました。いずれも前年度に続き、国会議員会館内に会場を設定するかたちになりました。

第19回総会は2009年9月21～23日に名古屋で開催。より参加型で情報・経験の共有と連携・共働の促進という趣旨で2泊3日にして、9つの分科会を設定しました。この名古屋総会を契機に精神疾患・いじめ・いやがらせ対策局が設けられ、交流・検討等が継続されています。

ホットラインは、石綿関連疾患認定事業場等の情報公表に合わせて2008年3月28日と6月12日と二度続けて実施したこともあって、秋の実施は見送り、2009年3月23～24日、救済法三周年行動の前段で実施し、2日間で120件を超える相談が寄せられています。また、フリーダイヤル 0120-631202 の常時開設は継続しています。

(→75頁に続く)

2008年度収支決算案

2008年4月1日から2009年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	2,045,000	1,805,000	240,000	2,000,000	45,000
賛助会費	4,250,000	3,406,000	844,000	5,000,000	▲ 750,000
購読会費	806,200	742,200	64,000	800,000	6,200
寄付金収入	362,500	325,000	37,500	800,000	▲ 437,500
資料頒布費	53,512	41,600	11,912	200,000	▲ 146,488
雑収入	1,247,731	549,195	698,536	800,000	447,731
前期繰越金	1,277,262	3,902,196	▲ 2,624,934	3,902,196	0
合計	10,042,205	10,771,191	▲ 728,986	13,502,196	▲ 835,057

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,721,241	3,844,029	▲ 122,788	4,100,000	▲ 378,759
活動費	1,048,781	1,174,735	▲ 125,954	1,200,000	▲ 151,219
印刷費	2,528,883	2,305,540	223,343	2,400,000	128,883
通信運搬費	764,812	794,265	▲ 29,453	900,000	▲ 135,188
什器備品費	207,721	414,610	▲ 206,889	500,000	▲ 292,279
図書資料費	54,947	136,290	▲ 81,343	200,000	▲ 145,053
消耗品費	114,636	257,147	▲ 142,511	300,000	▲ 185,364
会議費	1,013,979	543,225	470,754	600,000	413,979
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑費	116,350	24,088	92,262	200,000	▲ 83,650
予備費	0	0	0	3,002,196	▲ 377,262
小計	9,571,350	9,493,929	77,421	13,502,196	▲ 1,305,912
次期繰越金	470,855	1,277,262	▲ 806,407		
合計	10,042,205	10,771,191	▲ 728,986		

貸借対照表2009年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	3,496	759,442
預金		
普通預金(東京労働金庫)	111,431	452,166
普通預金(富士銀行)	438	65,096
郵便振替	355,490	558
資産合計	1,277,262	1,277,262

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	470,855	1,277,262
正味財産合計	470,855	1,277,262
負債及び正味財産合計	470,855	1,277,262

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

● 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

● 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○ 中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込講座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

安全
センター
情報

2009年度収支予算案

2009年4月1日から2010年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	2,045,000	▲ 45,000	2,000,000	0
賛助会費	5,000,000	4,250,000	750,000	5,000,000	0
購読会費	800,000	806,200	▲ 6,200	800,000	0
寄付金収入	800,000	362,500	437,500	800,000	0
資料頒布費	200,000	53,512	146,488	200,000	0
雑収入	800,000	1,247,731	▲ 447,731	800,000	0
前期繰越金	470,855	1,277,262	▲ 806,407	3,902,196	▲ 806,407
合計	10,070,855	10,042,205	28,650	13,502,196	▲ 806,407

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	3,800,000	3,721,241	78,759	4,100,000	▲ 300,000
活動費	1,200,000	1,048,781	151,219	1,200,000	0
印刷費	2,800,000	2,528,883	271,117	2,400,000	400,000
通信運搬費	800,000	764,812	35,188	900,000	▲ 100,000
什器備品費	200,000	207,721	▲ 7,721	500,000	▲ 300,000
図書資料費	100,000	54,947	45,053	200,000	▲ 100,000
消耗品費	200,000	114,636	85,364	300,000	▲ 100,000
会議費	500,000	1,013,979	▲ 513,979	600,000	▲ 100,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	116,350	83,650	200,000	0
予備費	170,855	0	170,855	3,002,196	▲ 206,407
合計	10,070,855	9,571,350	499,505	13,502,196	▲ 806,407

2009年度役員体制案

議 長	天明佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副 議 長	浜田嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
運 営 委 員	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長) (自治体労働安全衛生研究会)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従)
事 務 局 次 長	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特 別 顧 問	五 島 正 規	(前衆議院議員)
顧 問	原 田 正 純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井 上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

(→71頁から続く)

地域安全センターの空白地域を中心に、ホットラインの相談に対応してもらえる団体を募ったり、事務所・電話をお借りして相談員を派遣するといった試みも続けています。専従を配置してアスベスト労災職業病相談センターを開設することとなった沖縄や既存地地域センターの新しいスタッフが、東京・神奈川等で「研修」を行う機会も続きました。

組織的には、毎月一回程度開催している会議に、インターネット経由で各地から参加できるスカイ

プを導入して、現在、東京事務所と大阪、愛知、兵庫、愛媛、沖縄等を結んで開催するようになっていきます。財政的には厳しい状況が続いていますが、地域安全センターの結成や強化の一層の支援や新たな人材づくり、専従体制強化の見通しも含めた体制強化についても議論を継続しています。

なお、ホームページの改善は遅々として進んでいませんが、古い情報のままの放置状態から脱却すべく、とりあえず新版に移行させました
(<http://www.joshrc.org/>)。



安全センター情報目次

2008年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民法法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004：世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾：アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス／アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション／日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定／“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度／石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン／労災隠し／石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

2008年 4月号 (通巻348号)

2008年3月15日発行 74頁 800円

■特集／第11次労働災害防止計画

- 新たな半世紀を迎える労働災害防止計画
総務省の勧告は生かされたか?
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- 第11次労働災害防止計画 ……16
- 平成19年8月 総務省 労働安全等に関する
行政評価・監視結果に基づく勧告 ……27
- 連載55 塩沢美代子「語りつぎたいこと」
台湾に移転していた日本の内職 ……48

通達:ナノマテリアルばく露防止の予防的対応……………52

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

オーダーメイド科学とインドのアスベスト政策……………54

イギリス:胸膜プラークへの補償の終焉?……………59

【各地の便り/世界から】

保育士2名の精神疾患労災認定

兵庫●保護者からの苦情が原因……………64

いじめ・過労「うつ病」で労災認定

神奈川●タンクローリー運転手のうつ病……………66

偽装請負職場の労働災害

大阪●クボタの外国人労働者使い捨て……………67

労災制度知らずに「時効」

大阪●ペルー人女性の派遣労働者……………70

鉄道のアスベスト問題で交流

神奈川●ローリー・カザンアレンさんを囲んで……………71

鉄道労組のアスベスト関連活動

イギリス●ローリー・カザンアレンさんの報告……………72

組合で初のじん肺合併症認定

山形●医師の育成も組合の役割と痛感……………74

2008年 5月号 (通巻349号)

2008年4月15日発行 58頁 800円

■特集①/労災不服審査制度

審査会に一本化は改悪 地方に第三者機関を

弁護士と共同で緊急アピール……………2

行政不服審査法施行関係法整備法案要綱……………12

■特集②/石綿健康被害救済法の緊急の見直し

石綿健康被害救済法の緊急の見直しを求める

全国連が救済法2周年シンポジウム……………14

石綿健康被害救済法の見直しを求めるアピール……………21

職業性間接ばく露者に係る

健康管理についての報告書……………28

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

南アフリカがアスベスト禁止!……………35

すすむアスベスト問題での日韓協力

被害者家族の会結成、

石綿追放全国ネットワークも7月正式発足

全国安全センター事務局長・古谷杉郎……………38

通達:労働災害防止計画の推進について……………47

【各地の便り/世界から】

首都圏建設アスベスト訴訟

首都圏●5月提訴に向けて統一原告団を結成……………48

アスベスト除去工事で被害発生

大阪●責任認めない明星工業を提訴……………49

日本通運とニチアスを提訴

奈良●王寺工場での石綿被害の責任を問う……………50

発症から5年半で有機溶剤中毒認定

神奈川●審査官が不支給処分を取消し……………53

会社は有機溶剤中毒を否定

岐阜●対策はおざなり、労災認定は困難……………54

賃金未払いでついに逮捕

和歌山●外国人技能実習生・研修生……………55

レジ作業による上肢障害労災認定

東京●労基署調査官の暴言に抗議……………56

月150時間超残業で脳出血

東京●空調設備工事専門の派遣労働者……………57

特定健診とメタボリック症候群

安衛法●4月1日から定期券新項目改訂……………58

2008年 6月号 (通巻350号)

2008年5月15日発行 62頁 800円

■特集①/労働時間等見直しガイドライン

掲げられた数値目標と断罪される名ばかり管理職

ホワイトカラーエグゼンプション導入再燃を警戒……………2

■特集②/労災隠し

社保不支給事例を調査 地方懇談会も開催

「労災隠し」対策で新たな指示……………9

通達:「労災隠し」排除対策の一層の推進……………11

■特集③/石綿健康被害救済法

民主党と与党が改正案提出

新たな労災時効への対応が焦点

指定疾病の労災並み拡大も課題……………15

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

イギリス:すべての中皮腫患者に対する補償……………28

児童扶養等給付法案:解説……………29

児童扶養等給付法案:規制影響評価……………31

適用除外製品等 原則2008年中に禁止

石綿製品代替化検討会報告書……………37

【各地の便り/世界から】

ビルマ人労働者54人が死亡

タイ●ANROAV(アジア・ネットワーク)の声明……………52

韓国からじん肺視察団が来日

東京・茨城●在家患者の補償実現が課題……………54

震災石綿ホットラインを実施

兵庫●県に緊急要望書を提出……………55

ベビーパウダー含有の石綿が原因

東京●審査官が不支給処分を取り消し……………57

A&A住民中皮腫患者に救済金

神奈川●4回の交渉で労働者見舞金上回る……………58

組合員のクモ膜下出血労災認定

神奈川●ユニオンヨコスカの取り組み……………59

悪性リンパ腫の労災認定を求める

安全センター情報目次

沖繩●厚生労働省と交渉、署名提出 ……………60

2008年 7月号 (通巻351号)
2008年6月15日発行 64頁 800円

■特集／職場の暴力・ハラスメント

暴力・暴言も労働安全衛生問題
マネジメント・システムで取り組む
一般医療機関での予防対策の現状から
(財)労働科学研究所・酒井一博…2
欧州の社会パートナーは労働における
ハラスメント・暴力の予防を誓約 ……………17
欧州生活・労働条件改善財団:
女性と労働における暴力 ……………21
イギリス労働組合会議(TUC):
労働におけるいじめ—安全代表用ガイド ……………31
ストレス・いじめによる自殺は海外でも社会問題化…36
外国人研修・技能実習生制度の行方
助けてください! 研修生・実習生は訴える! ……………44
研修生にケガをさせた企業に受入資格はあるか
外国人研修生問題ネットワーク長野・高橋徹…46
審査会、研修生の労働者性を認めず
東京労働安全衛生センター事務局長・飯田勝泰…48
通達:2008年度労災補償業務運営留意事項 ……………50
【各地の便り／世界から】

17日間のスピード決定で支給
兵庫●石綿新法による労災時効救済 ……………60
体験手記「うつ病と闘争」
東京●職場いじめ原因の「適応障害」から ……………60
ETCレーンで収受員の労働災害
兵庫●起こるべくして起きた事故 ……………61
脳脊髄液減少症で再審査請求
東京●「診断・治療法等確立されていない」 ……………62
患者と家族の会岡山支部
岡山●全国11番目の支部として設立 ……………63
イタリアのアスベスト被害調査
イタリア●クボタ・尼崎のまさに前例 ……………64
ナノチューブ吸入で中皮腫?
アメリカ●ネイチャー・ナノテクノロジーに論文 ……………65

2008年 8月号 (通巻352号)
2008年7月15日発行 76頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2007年→2008年
1. 労働災害・職業病の統計データ……………2
2. 労働災害・職業病の発生状況 ……………6

3. 労働安全衛生対策 ……………9
4. 労災補償対策 ……………11
統計資料 ……………12
2007年度労働基準行政関係通達 ……………46
■全国安全センター第19回総会議案
第1号議案:活動報告と方針案 ……………58
第2号議案:2007年度収支決算案 ……………63
第3号議案:2008年度収支予算案 ……………64
第4号議案:2008年度役員体制案 ……………65
安全センター情報2007年度目次 ……………67
全国安全センター規約・規定 ……………74

2008年 9月号 (通巻353号)
2008年8月15日発行 60頁 800円

■特集／石綿健康被害救済法改正

法施行5年以内見直しまでに
請求権失う「隙間」を埋める
民主党・与党合意をもとに改正法が成立
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
改正石綿健康被害救済法 ……………10
石綿健康影響に関する各種調査報告……………14
脳・心臓疾患、精神障害等以前低い「救済率」
残業時間別認定件数を初めて公表……………20
韓国職業病闘争の20年
労働組合の介入で改善の実績
源進二硫化炭素中毒職業病闘争20周年会議…25
連載最終回 塩沢美代子「語りつぎたいこと」
語るべきことの大切さ……………38
通達:建材中の石綿の分析方法の留意事項 ……………46
全労働:労災保険審査制度
見直しに関する考え方 ……………48
【各地の便り／世界から】
昨年度のアスベスト相談事例
神奈川●センター総会議案から ……………50
長尾原発労災裁判に不当判決
大阪●闘いは控訴審へ ……………52
派遣労働者の労働災害
兵庫●派遣もとの責任を追及して交渉……………55
ボウリング場のアスベスト被害
埼玉●機械設備の保守点検で曝露 ……………56
患者と家族の会第5回総会
大阪●原田正純氏が記念講演 ……………56

2008年 10月号 (通巻354号)
2008年9月15日発行 68頁 800円

■特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

アスベスト補償の諸問題を提起
情報公開関連と腕やや前進
再交渉を含めて6時間弱の交渉
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
安全衛生・労災補償に関する要望書・交渉の記録
A. 全般的事項 ……11
B. 労働安全衛生関係 ……17
C. 労災補償関係 ……22
 通達：上司の「いじめ」による精神障害等の認定 ……43
 中皮腫プロトコルの確立と使用禁止が焦点
 ブラジル石綿会議：全国の被災者団体一堂に…45
 【各地の便り／世界から】
 過労死撲滅の大キャンペーンを
 龍基金●第2回中島賞にマクドナルド店長 ……58
 過重労働によるヘルペス脳炎
 広島●行政訴訟の第1回口頭弁論開かれる ……60
 通達：ヘルペス脳炎事案の業務上外 ……61
 救急救命業務でPTSDを発症
 兵庫●労災審査請求も不当棄却…63
 訓練中の腰痛発症から3年半
 東京●航空会社パイロットの手記…64
 管理区分4の決定から一年半ぶり
 沖縄●元基地従業員が石綿肺で労災認定 ……65
 40年前の自動車整備で石綿曝露
 埼玉●若年時の低賃金で補償算定 ……66
 周辺中皮腫被害で交渉再開
 岐阜●ニチアス羽島工場周辺住民被害 ……67
 秘密条項なしの交渉を要求
 奈良●ニチアス子会社・竜田工業も同様…68

2008年 11月号 (通巻355号)
2008年10月15日発行 66頁 800円

■特集／BANKO発足とAAC2009

韓国石綿追放ネットワーク正式発足
アジア・アスベスト会議来春香港開催
石綿禁止アジアネットワークを展望
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
アジアと世界の石綿禁止のための釜山宣言 ……20
企業活動で人命が奪われた場合に適用が可能な
「企業殺人罪法」をイギリスが導入 ……22
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 環境中皮腫被災者に対するオランダの給付 ……38
 ロシアにおける画期的なアスベスト会議 ……42
 ベトナムにおけるブレイクスルー ……44
 平成19年度労働者健康調査結果の概況 ……45

派遣労働者の労働災害の発生状況 ……51
 【各地の便り／世界から】
 石綿被害の特殊性理由に団交権を認定
 奈良●ニチアス退職者組合に県労委命令 ……52
 「超低額」補償に是正裁決
 大阪●「特別加入」に伴う問題はまだまだ残る ……56
 三菱マテリアル建材と和解
 大阪●泉南のアスベスト被害請求人団 ……60
 同一時期に多発しても業務外
 東京●「化学物質過敏症」の労災認定 ……62
 20年間の記録を頼りに
 東京●互職人のじん肺合併症認定…63
 脳・心臓疾患労災認定基準改訂
 韓国●「3か月基準に医学的根拠なし」の批判 ……64
 相変わらずあいまいな石綿被害補償
 韓国●被害者ら「特別法制定せよ」と反発 ……65

2008年 12月号 (通巻356号)
2008年11月15日発行 62頁 800円

■特集／「名ばかり管理職」通達迷走

「名ばかり管理職」に基準
迷走する厚生労働省通達
いのち削って働く実態にメスを…2
 通達：多店舗展開する小売業、飲食業等での
 店舗における管理監督者の範囲の適正化 ……7
 周知等に当たっての留意事項 ……10
 日本労働弁護団の意見 ……13
 中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況を検証
 最大で60%程度の補償・救済率 ……18
 アスベスト疾患根絶に向けたアジア・イニシアティブ
 AAIセミナーに8か国の政府・学術機関から…28
 アジアのアスベスト死油と健康被害：最新情報…30
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 退職アスベスト紡織労働者の発掘調査…36
 中皮腫患者への迅速な支払いの第一歩…37
 『インドにおけるアスベストの時限爆弾』…39
 カナダでひろがるアスベスト禁止指示の動き…40
 ロッテルダム条約は破局を迎えた…42
 過重労働による健康障害を発生させた
 事業場に対する監督指導結果(東京)…44
 【各地の便り／世界から】
 逆転全面勝訴！安全衛生配慮義務を認定
 北海道●ホテル設備労働者中皮腫損賠裁判…49
 不支給から13年を経て逆転認定
 兵庫●新資料に基づき石綿肺がん業務上…50
 石綿肺がん不支給を提訴

安全センター情報目次

兵庫●決定取消しを求めて神戸地裁に 肺がんではなかったけれど…	52
東京●鋳物工場労働者Hさんの場合 相次ぐヘリコプターの墜落事故	53
東京地裁●中部電力に損害賠償命令 農村の環境保護をテーマに	54
ベトナム●メコンデルタ2008に8か国参加 労働者参加で予防効果9倍に	55
韓国●労働安全保健研究院の報告書	58

2009年 1・2月号 (通巻357号)
2009年1月15日発行 104頁 1,600円

■特集／過労死・過労自殺の問いかけるもの

過労死根絶のための基本不制定 ふたつの弁護士が相次ぎ決議	2
過労死・過労自殺裁判を振り返って 過労死弁護士全国連絡会会議・水野幹男	7
職場の精神障害と自殺 鶴巻メンタルクリニック・篠田毅	24
通達：労働基準法の一部を改正する法律	29
労働時間指令：欧州議会が修正案を採択 鈴木武夫先生と田尻宗昭さん 全国安全センター議長・天明佳臣	36
ANROAV：主要キャンペーン報告と スキルシェアワークショップ 全国安全センター事務局長・古谷杉郎	44
立命館大学国際シンポジウム： アスベスト補償制度の国際比較	51
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 パリで数千人の沈黙の抗議デモ	59
韓国：住民・労働者被害者相次ぎ提訴	60
REACH附属文書例外条項の削除を要求 救済法の緊急の改正を踏まえた 本格的な石綿対策の見直しを 救済法施行3周年に向けて	64
アスベスト関係の新しい行政通達 改正石綿健康被害救済法関係 医学的判定に係る資料に関する留意事項 禁止に係る労働安全衛生法施行令関係	82
【各地の便り／世界から】 国労神奈川の石綿被害に対する取り組み 神奈川●裁判と業務災害認定 ビデオ「30年のメッセージ」を作成 神奈川●「港を照らす灯りでいてほしい」 沖縄相談センター活動開始 沖縄●専従職員に西表聖隆さん	93

救急救命業務でPTSDを発症 兵庫●労災認定求め神戸地裁へ提訴	98
認定事業場名公表でホットライン 東京・大阪●2日間で225件の相談 ニチアス羽島工場周辺独自調査 岐阜●肺がんリスクを確認 クボタ救済金書類提出192名に 兵庫●半径2キロ超救済が急務 アスベスト分析のこれから 東京●偏光顕微鏡導入で精度向上	99
	101
	102

2009年 3月号 (通巻358号)
2009年2月15日発行 64頁 800円

■特集／ナノ物質の安全管理の現状と問題点

ナノ物質の安全管理の現状と問題点の概要 化学物質問題市民研究会・安間武	2
労働者曝露予防対策検討会報告のポイント ナノ技術・物質に関する欧州労連決議 化学物質政策基本法の制定 賛同・請願署名ご協力をお願い 欧州化学庁：REACHのかなめ石 原発で悪性リンパ腫 初めての労災認定 関西労働者安全センター・片岡明彦 電離放射線障害業務上外検討会報告書 通院費の取り扱い改正 中皮腫事務連絡も再度 「移送の取扱いについて」の一部改正 通院を取り扱うに当たって留意すべき事項 中皮腫診療のための通院費の 支給に当たって留意すべき事項	10
	13
	17
	22
	26
	30
	38
	40
	41
	43
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 「マスクプロジェクト」がスタート イギリス：学校アスベストと政府の方針 カナダ：教育委員会が管理計画を策定	45
	48
	55
【各地の便り／世界から】 旧国鉄・JR石綿裁判が勝利和解 神奈川●事業団は補償一時金制度創設へ 原告のコメント 「三度目の石綿被害」で労災認定 東京●旧国鉄大井工場で4人目 退職者の団交権、初の司法判断 兵庫●神戸地裁判決、遺族には認めず 石綿肺療養中の自殺を労災認定 佐賀●再審査請求で不支給処分取り消し 高次脳機能障害の障害認定 神奈川●情報開示請求でわかったこと	56
	57
	59
	60
	63
	64

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこととしたとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執

全国安全センター規約・規定

行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://www.joshrc.org/> <http://www.joshrc.org/~open/>

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail center@toshc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 TEL(027)322-4545 /FAX(027)322-4540
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.com
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 TEL(025)265-5446 /FAX(025)265-5446
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420
- 三重 ● 三重安全センター準備会 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 TEL(059)225-4088 /FAX(059)225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビヤス梅垣ビル1F TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 TEL(06)4950-6653 /FAX(06)4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0802 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL(089)931-8001 /FAX(089)941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL(088)845-3953 /FAX(088)845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
〒870-1133 大分市宮崎953-I(大分協和病院3階) TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL(098)866-8906 /FAX(098)866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432



安全センター情報2009年8月号(通巻第363号) 2009年7月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

JOSHRC : Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail : joshrc@jca.apc.org URL : <http://www.joshrc.org/>